

平成 2 2 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 2 2 年 6 月 1 1 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 2 番 鈴木伸彦議員
- 1 . 赤田工業団地内における、現在稼働中の中間処理施設の時間延長と第二期計画および工業団地の今後について
- 2 5 番 東泉富士夫議員
- 1 . 側溝の整備について
 - 2 . 公有傾斜地の安全対策について
- 1 6 番 早乙女順子議員
- 1 . 希少な動植物の保護に関する条例の新たな制定について
 - 2 . 福島大学へ委託している「産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究」は、産廃の立地規制策に役立つか
 - 3 . 高齢者が安心して住むことができるまちの福祉サービスとは
 - 4 . ファミリーサポートセンターについて
- 1 番 櫻田貴久議員
- 1 . 政権交代が本市に与える影響について
 - 2 . 那須塩原市の商店街復活の方向性について
 - 3 . スポーツ施設の安全対策について
- 日程第 2 議案の各常任委員会付託について
- 日程第 3 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	榆木保雄君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

荒井正君
鈴木健司君

農業委員会
事務局 局長

人見順君
臼井淨君

塩原支所 局長

本会議に出席した事務局職員

議事事務局長 斉藤誠
議事調査係長 稲見一美
議事調査係 人見栄作

議事課長 斎藤兼次
議事調査係 小平裕二
議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

鈴木伸彦君

議長（君島一郎君） 初めに、2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） おはようございます。

議席番号2番、敬清会、鈴木伸彦でございます。

ただいま敬清会と称しましたが、実は敬清会は、4月1日から私は入らせていただいております。

去年、当選して議員になり、どこか会派に入らなければいけないというときに、私はこう言われました。敬清会に入れていただきたいと初めに言ったときに、私の1年間の言動を見て、その1年後に、まだ入りたいと思うのであれば、会派の門をたたいてくれと。そう言ったのは、前議長である平山英さんでありました。

去る25日、平山英さんは、突然亡くなられましたが、その日は某会議に出て、8時ごろ閉会の言葉を述べたそうです。そして、自宅に帰って亡くなられたと聞いたときに、その英さんは、最後まで議員としての職務を果たしていたんだというふうに私は驚きの気持ちとともに思いました。

その英さんの市に対する思いと、その姿を焼きつけ、哀悼の意を表し、これから質問に入らせていただきたいと思います。

では、きょうは、端的に言いますと、赤田の中間処理施設の1問であります。できるだけ皆さんにわかりやすく丁寧に質問させていただきたいと思っておりますので、どうか懇切丁寧な回答のほうをよろしくお願いいたします。

1番、赤田工業団地内における、現在稼働中の中間処理施設の時間延長と第二期計画及び工業団地の今後について。

東武商事（株）提出の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく変更許可申請は県に受理され、県は書類審査がほぼ終了しており、行政手続法に基づく審査期間は60日であることから、これ以上判断を延ばすことは難しく、県としても不作為を理由として企業側から裁判に訴えられる可能性がある。赤田工業団地産業廃棄物対策委員会へ告げている。また、東武商事（株）は、市長が許可権を持つ建築基準法51条の申請も平成22年3月29日に提出している。このような状況下にあることから以下の点について伺います。

大田原市と交わした覚書はどのように対処するのか伺います。

市長が許可権を持つ建築基準法51条はどのように対処するのか伺います。

工業専用地域から準工業地域へと用途地域の変更をする考えはあるか伺います。

市の将来を見据えたとき、市にとって工業団

地はどのようにあるべきか伺います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） おはようございます。

2番、鈴木伸彦議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の赤田工業団地内における、現在稼働中の中間処理施設の時間延長と第二期計画及び工業団地の今後についてということでございます。4点ほどございますが、順次お答えをいたします。

の覚書はどのように対処するのかについてお答えをいたします。

ご質問の覚書は、昭和60年10月25日に旧西那須野町と大田原市が西那須野町四区、赤田及び井口工業団地に関して締結したものであります。

この覚書は、旧西那須野町が工業団地に企業を誘致する際に、大田原市に事前協議を行い、大田原市が企業と公害防止協定を結ぶことにより、公害防止に努めるという内容になっております。

この覚書は町が誘致する企業を対象とするものであり、その他の企業につきましては、大田原市との協議は行っておりません。

次に、の建築基準法第51条はどのように対処するのかのご質問にお答えをいたします。

今年3月29日、東武商事株式会社から既存中間処理施設の時間延長に係る建築基準法第51条ただし書き許可の申請があり、現在、審査中でありませ

す。当該施設の時間延長につきましては、県の都市計画審議会の議を経て、当該施設の敷地の位置が都市計画图上支障がないと認められる場合には許可されるものであります。

市といたしましては、地元住民との合意形成も許可の重要な要件の一つと考えており、事業者に

対して指導を行っているところです。

今後は、地元住民と事業者との協議会等の推移を見た上で、市としての判断をしていきたいと考えております。

次に、の工業専用地域から準工業地域へと用途地域の変更をする考えはあるのかについてお答えをいたします。

用途地域は、都市の将来像を想定した上で、住居、商業、工業等の土地利用の根本をなす基本的な枠組みとして定められておるものであり、また用途地域を変更する場合には、都市全体にわたる都市機能の配置の観点から検討するものでありまして、単なる局地的な土地利用の調整の観点から行うべきものでないと考えております。

市の産業の振興を図るため、赤田工業団地を工業専用地域に指定した結果、企業が立地し、都市計画マスタープランに沿った複合的な業務機能を有する工業団地となっていることから、準工業地域へ用途を変更する考えはございません。

次に、の工業団地はどのようにあるべきかという点についてお答えをいたします。

現在、赤田も含め、市内にある工業団地内には、市が分譲する用地はございません。

今後も、工業団地を造成する考えは持っておりませんが、企業の誘致は雇用の創出や税収の確保に有効でありますので、市内に進出を希望する企業があれば、積極的に誘致に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 丁寧な回答、ありがとうございます。

まず、番の回答について再質問をさせていただきます。

この昭和60年10月25日に締結された覚書であります。そこには確かに誘致する企業と書いてあ

りますが、では、工業団地はなぜつくられたのか、何の目的でつくられたのかを説明していただけるでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 工業団地は何のためにつくられたかというご質問でございますが、ただいま市長の答弁の中でも申し上げましたように、最後のくだりでありますけれども、やはり産業の振興という部分が大きいと思います。

そういった中で、雇用の創出、税収の確保、こういったために工業団地がつくられてきたというふうに理解しております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、工業団地と言われるエリアは、どういったエリアか、ここにおられる私以外の議員、また傍聴席の方にわかるように説明をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 一般的でありますけれども、工業団地とは、一定の区画の土地を工業用地として整備し、工場などを計画的に立地させた地域のことをいうというふうに認識しております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） そうしますと、具体的にわかるようにということだと思んですが、今ちょっとわかりにくかったかと思うんですが、四区、赤田、井口とありますが、特に今この質問の中にある赤田の工業団地については、もう少し具体的に説明を加えていただきたい。

それから、民地があるが、そこは工業団地区域内かどうかをお答えいただきたい。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 赤田工業団地につ

きましては、当時の経緯から申し上げますと、西那須野町が造成、この当時、3工業団地を造成したということで、お話にありました四区、井口は造成については栃木県、赤田工業団地は西那須野町が造成したということでございます。

工業団地のエリアについてのお尋ねでございますが、赤田工業団地の中には、工業団地、工業専用地域と準工業の地域等が混在している形でございます、この工業団地の中には、工場専用地域ですね、工専地域の中には民地も含まれております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

今、工業団地の中には民地も含まれているというふうに答弁がありました。

また、時間がまだあるようでないので話を進めますが、区画整理を伴った工業団地の造成であったこと、それはどうでしょうか、確認です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 区画整理を伴った開発というふうに書類で確認はしております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） この覚書には、工業団地内に企業を誘致する際と書いてあります。

工業団地内であるならば、行政側が誘致したかしないかではなくて、その区画整理を行った事業地内に企業が進出する際はというふうに読むのが本来の趣旨ではないと思いますが、もう一度その辺の見解を回答願います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） この覚書につきましては、先ほど答弁のように、60年10月25日に覚書を結んだということございまして、この第1項に、企業進出に伴う措置という部分がございま

す。西那須野町は、工業団地に企業を誘致する際はというふうに明確に規定がございます。こういったことによりまして、この覚書というのは、大田原市に協議をするのは、西那須野町が誘致する企業というふうな解釈でこれまで進んできたというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 誘致したかしないかの前に、どのようにして区画整理法にのっとり工事が行われたかについて、私のほうから聞いていることをここで皆さんにご披露したいと思います。

あの土地は、当時、地主から3割ないし2割の減歩、減歩というのは、ただで土地を提供するということですね。ですから、1町歩あれば3反歩はただで提供する。その土地はどういうふうに使われるかという、周辺の道路や雨水排水施設や公園、公共施設の用地に使われる。そして、当時、西那須野町の将来のために税金という投資をして、土地区画が整理法に基づき造成した土地であると聞いております。

そのときに、では、全員が当初から賛成していたわけではなく、今でも3軒ほど残っている方もありますが、そのときの事情によって、家を建てたばかりだとか、どいてくれとか言われても、どける事情になかった。

当時、阿久津町長が無理にどかなくてもいいんだというようなことを聞いていたので、安心していただければ、今のちょうどボッシュですかね、ボッシュの西の角のあたりまで工事をどんどん進めて、この先もやるから判こを押せというような趣旨で迫ったというふうに聞いております。

渡辺さんの土地とか、平井さんの土地は、そういった形。特に渡辺さんのところは、警察まで来て強制収用もいとわないぞというような形で、無理やり判こを押させたと。

平井さんの土地においては、判こも押していないうちから道路の測量の杭が打たれた。平井さんは、承諾していないので、その杭は抜いたと、そのようなこともおっしゃっています。

なぜ工業団地ができたか。それは、先ほどおっしゃったように、財政、それから次男、三男の就職先のためにということをつくった工業団地であります。

そして、たとえ民地であっても、工業団地の一部として、町は間違いなく優良な企業を持ってくるから、全責任を負うから判こを押してくれと、そういうふうに言って判こを押したと私は聞いております。

ですから、町が誘致するとかしないとかではなくて、この呼び方は、町がここに来るには、市民にとって、町民ですね、当時ね、町民にとって有益かどうかということ自信を持って大田原市に言えるという調査をした上で、これは言えるんだと。そして、初めて大田原市にまず事前に相談をする。そこで、大田原市はこんなもの認めないと言われてしまうようであってはならない企業なんです。それが優良企業。

大田原市側から考えれば、西那須野町は誘致した。西那須野町にすれば進出するというふうに考えるべきで、そこに行政が勝手に呼んでいないから、これは誘致していないとか、そういう問題ではなく、あの土地に企業が来るのであれば、事前の調査をしっかりと、大田原市に笑われないような企業であることを確認した上で大田原市に申し出る。それがこの覚書であり、あの工業団地のできた基本理念。

そして、その覚書は、それを遂行するための憲法とも言えるし、またその作業マニュアルだと思えます。それを誘致したかしないかという言葉で、このように当時協力した地主さんの意に反するよ

うな、または地域の意に反するようなことが起きているこの状況をもう少ししっかり受けとめてもらいたい。

その誘致したかしないかについてもう一度、私の話を聞いてどう思うか、答弁を願います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） お尋ねの覚書、覚書という形になりますと、当時の西那須野町と大田原市が覚書を交わしたという形でございまして、これは四区、赤田、井口の工業団地からの工場排水に関する覚書という形でございます。そういった理解をしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 排水を流すか流さないかで、じゃ、協定を結ぶか結ばないかということですか。

それと、東武商事は協定を結んでいるのかいないのかを2つお答えください。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほどから申し上げておりますように、工業団地に企業を誘致する際の取り決めということでの、これに基づきまして西那須野町が誘致する企業を大田原市と事前協議をし、さらに対策委員会のほうと協議をして、この排水を認めるかどうかという判断をしてもらうための覚書というふうに私は解釈しております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） この覚書を締結というのは、昭和60年10月25日ですが、当時、実は井口の工業団地について、現ブリヂストンベカルトが進出したいという話があったそうです。そのときの町長が高野町長。当時は、ブリヂストンほどの企業ですから、高野町長は、何としてでもこれは誘致したいと。まさに誘致ですね、来ていただきたいという思いであったようであります。

ところが、当時のブリヂストンは、ベカルトの近くの河川では、魚が死んだりというような状況があって、そういった問題でトラブルがあったと。それを理由に、これでは大田原市に誘致しようとして話を持っていっても、協定は結べないということで、高野町長は、当時、やむなくそのことについては先を進めなかったというふうに聞いております。

要するに工業団地の目的に合致しないものは、当時の町が住民にかわって、何としてでも、それは進出させることはできないんだと。そういうことの一例だと思いますが、今回、東武商事については、住民が納得しないもの、優良と言えるものかどうか。

まずは、東武商事は市にとって優良であるかどうかの答えと、ベカルトのことをご存じかどうかわかりませんが、そういう対応をしていたということについてどう思われるか、答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ベカルトの関係については承知しておりません。

また、東武商事に関しまして優良であるかどうかの判断も、私としてはお答えしかねます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私がなぜここでこの質問をしているかといいますと、やはり担当部局に2度、3度、4度、電話なり、この文書を見つけたのがことしの4月1日、それ以降、情報開示で見せていただいて、この文書を読んでその説明を受けましたが、やはり今、部長がおっしゃられるように、誘致したかしないかで話が進みません。

どうしてもそこを解決しないと、この話、先に進めないのですが、私もそうですが、この誘致したときの文書をつくった人、またはその当時にか

かわった人でない人でこうやって話しているわけですね。日本語的にどっちともとれる。これはまるで地域住民からすると、企業側の弁護士のような発言に聞こえるんですが、それに対して何か反論はあるでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ちょっとお話の内容がよく理解できなかったのでございますけれども、この覚書締結の前段としまして、赤田工業団地に初めて誘致企業が町から誘致をする際に、既に2社操業しておりました。この2社については、大田原市と協議をせずに、誘致企業についての協議を大田原市と始めたという経緯からしましても、この覚書につきましては、先ほどから申し上げておりますように、誘致企業を対象とした対策委員会との覚書、基本的には大田原市との覚書になりますけれども、大田原市は対策委員会とまた覚書を締結しておりますので、そういった考えの中できておりますので、解釈的には誘致する際という形のものが妥当な解釈ではないかというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

言葉遊びをしてもしょうがないんですが、誘致したかしないか、そこでこの先が前にどっちに行くかということなんですが、先ほどちらっとお話をしたとおり、私もその当時のことをかかわっていたわけではない。三森部長も、多分聞き及んでいる話の中で、文書と資料での答弁だと思います。

であれば、私はここで提案なんですが、その当時、25年ほどたっておりますが、その当時の関係者を呼んで、その当時、何と言って判を押したか、どういう約束だったか。そして、その文書はどう

いう趣旨で書かれたものなのかということの公聴会を開いて、その中で覚書の取り扱いについて議論してみたいなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 公聴会という話が出ましたけれども、この覚書につきましては、当時の大田原市の住民で組織する排水の対策委員会、53年9月かと思います。53年9月から60年10月まで、11回に及び会議の中で工業団地の排水をどうするかという検討がされてきました。

そういった中で、この覚書が締結されたということでございますので、十分な大田原市、あるいはその対策委員会と協議の中で覚書が締結されたと思っておりますので、当時の担当者を集めて公聴会を開くということは考えておりません。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

先ほど質問の中で、協定は結んでいるか結んでいないか、それは結んでいなかったという回答になるかと思うんですね。

それと、結んでいなくとも、今、大田原市の排水対策委員会との9回ほどのやりとりという中で、この那須野が原の地形というのは、もともと明治の初めですか、那須疏水が開拓されたいわれというのは、川がなくて水が流れていなかった。しかし、地下に水が流れる水源があったわけですね、もともと。それを田んぼをつくるために、当時の人たち、先人たちが切り開いた、そういう歴史がある。

そうすると、地下に水が流れているということで、排水対策委員会は、当時、敷地内であっても、水を放流するしないにかかわらず、工業専用地域内であるならば、団地内であるならば、自分の従業員や職員の排水、し尿、そういったものは、排

水管に接続するしないにかかわらず協定を結ぶという趣旨であったはずで。

そして、まして、東武商事は、放流管は、確かに下水の接続はしておりません。それから、工業系の排水もない企業であることは、私も存じています。ですが、生活排水は敷地内処理していると思います。それは、当時、大田原市に説明していたことと違うのではないかと思うんですが、その辺どう思いますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 東武商事の排水関係で大田原市に説明した内容と違うんじゃないかということですが、先ほど来申し上げておりますように、雨水排水、また工場、生活排水については、長い間の検討の中で、こういった結論、覚書が出てきたということございまして、東武商事の排水については、宅内処理でされていると。雨水については、整備されました雨水の管を使って蛇尾川に流れているといったことだと思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 何遍も繰り返すようになりますが、覚書、昭和60年10月25日の締結以後に、では、大田原市と違う解釈の会議をして、違う解釈の書類がありますか、今。

すべては、昭和60年10月25日に、始まりは、昭和四十六、七年ごろから県との契約で、土地をどっちが買うとか、工事をするかということからスタートして、十何年もかかってできたものですが、最後は昭和60年10月25日でとまっているはずで。

そのときの約束事、当時の確かに対策委員の皆さんは、もうないかもしれないけれども、そのことはここに書いてあるとおりなんですよ。その

文書をよく読めば、よく読まなくて、普通に読んで、ずっと流れるように読めば、誘致したかしないかではなく、区画整理をした、工業団地のために区画整理をしたところ、工業団地内に企業が進出する際には、十分な企業の調査をして、これは西那須野町に有益であると。市民の幸福、安全安心のためにもなると。そういう企業と定めて、よし、これは誘致しようという企業だけが工業団地に立地できる。

わざわざ税金を投資してつくった団地でありませぬ。そのことを公聴会も開かないというのは、それは自信がないからじゃないんですか。どうでしょう。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほどから覚書に関する質問の中で、長い間の協議の中で、この覚書が締結されたという経過がございます。

そういったことで、公聴会を開く必要がないだろうという話を申し上げておりますけれども、これは別に開きたくなくてということではなくて、やはりその経過を踏まえて十分な協議がされてきたという認識の中で、開く必要はないだろうというふうに考えているわけでございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 誘致したかしないかであれば、きのうも高久議員の話の中に出ておりましたが、全国産廃協議会の会長に襲名されました栗川市長の中に、問題解決するように今後ともやっていきたいという決意がきのう語られました。

そういう中で、このような覚書にのっとり、住民側サイドに解釈するならば、今からでも大田原市と協議する、またはできない。市にとって、住民側サイドに立てば、優良でない企業だとするならば、今ある立地して稼働している部分についてはともかく、今、廃掃法に基づく変更許可申請が、

まさに法律に基づく申請がされているわけですが、その手続に住民側の意思に基づいてやるということは、栗川市長の全国の代表という意味からも、それからこの那須塩原市全体に、もう動脈、静脈で言えば静脈ですか、処分場はもう要らないという言葉につなげるためにも、この解釈を、ただの解釈の話ですからね。住民側の立場に立って解釈するということはできないでしょうか。もう一度お願いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 再三申し上げておりますように、この覚書の件でございますが、60年10月25日に締結しまして、その後、大田原市と覚書に基づく定期的な水質検査等を行いまして報告しております。

また、排水先の対策委員会のほうにも、毎年、総会を開催して、水質の状況などを報告していただいております。

また、対策委員会の中でも、現地、誘致企業についての、毎年2社ですけれども、工場の状況等の調査も行って、これまでトラブルもなく来たという経過がございますので、その辺もご理解いただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 先ほど、よく審議した結果、排水は流す結果がこの覚書だということですが、そうすると、大田原市と西那須野町の行政間同士でのこの覚書の解釈については、それから県もここに立会人となっておりますが、その解釈については全く揺らぎなく同意だということで解釈してよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 覚書締結の際に、当事者としての大田原市、西那須野町、立会人として県の公害課長、対策委員会の会長で調整

しました栃木県の土地開発公社理事長が立会人となって署名をしておりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私が質問させていただいたのは、そこに判を押している皆さんが同じ解釈かどうかということをお尋ねしたんですけれども、もう一度お願いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 当然覚書の内容を確認の上、立会人が判を押したということでございますので、それぞれの意思は確認の上というふうに判断しております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） それでは、ちょっとずれますけれども、工業団地内になぜ民地があるのか。本来、工業団地として誘致しようという思いがなければ、民地はする必要はなかったのではないのでしょうか。その辺の見解はどうでしょうか。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君に申し上げます。

ただいまの質問は、事前通告から若干外れておりますので、質問の訂正をお願いしたいと思います。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 覚書をこれからどのように対処するかということで、その解釈の話につながりますので、大田原市に実は確認に私は行っております。そちらの環境福祉部の部長にちょっとご相談をしているんですけども、大田原市としては、民地は想定していなかったというような回答もしたような話が出ています。

要するに那須塩原市の商工観光課の説明と、大田原市の説明が合致しているかどうかということです。要するにしていないと。そうすると、やは

りどちらかが勝手な解釈をしているんじゃないかというふうに思われます。

また、大田原市の方も、以前からその当時のことを知っているわけではなく、自分の大田原市にある工業団地は、すべて官地だそうです。なので、今ある担当者はすべて官地だというふうに認識して、この覚書をとらえていると。要するに時間の経過とともに、今おっしゃったような解釈の仕方が変わってしまうのではないかということからしても、原点に戻って公聴会を開いていただきたいというふうに願いますが、この辺のところ、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） ただいまの工業団地の中での民地の話でございますけれども、先ほど部長から話がありますように、誘致工場というものについての排水協定というふうに認識をしております。その覚書が先ほど説明しているものということでございまして、工業団地のエリアの中に民地があるということは、多分当時そういうことで、民地の方も同意をして工業専用地域になったんだろうと。私は、同意なくて、1人でなったというふうには認識していないんですね。人の土地に網を勝手にかぶせたという話にはならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味では、民地は民々で売買する話になりますので、当然誘致には絡んでこないということで、覚書に触れるものではないというふうに、今判断するには、そんな形でこれまでが進められてきたという認識をしておりますし、もともとこの覚書は、そういう形であったものというふうに認識をしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 市長、ありがとうございます

す。

市長もその当時のことは、直接はかかわっていませんでしたので、職員の皆さんの説明のもとに、そういうご理解なんだと私は解釈いたします。

ですが、ここに傍聴されている中でも、当時のことを言った言わないじゃなくて、何と言ったか。私は先ほど述べたように、優良な企業を呼ぶためだということで作られたことの事実。

それから、平成17年の最初の申請までの間には、幾つかの恐らく進出したいという旨の要請が市役所のほうにも伝わったのではないかと思います。

しかし、それまでの間は、優良であるかないかをよく判断し、地主に対しても優良な企業しか売買はできないんだよということの旨を最初から伝えてあったわけで、そのように対応してきたという事実は、これは変えられないのではないかと思います。

要望ではありますが、日を改めて公聴会が開かれることを要望して、次に移らせていただきます。

では、2番の市長が許可権を持つ建築基準法51条にはどのように対処するのかということについてですが、市長の答弁ですと、県の審議会の議を経て、それを待つと。それから、住民との合意がとれるのを待つ。企業に促して合意形成がとれるかどうかの判断を待っているという回答であったかと思います。

この建築基準法51条のただし書きというのは、では、どういうときに適用されるかをちょっとご説明いただいてよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 51条ただし書きの件ですけれども、現在ある施設、それらを変更する。今回ですと、工業専用地域の中で、現在ある施設の稼働時間の変更とかという部分にかかわる部分

については、特定行政庁の許可を得るということで、現在その許可申請が出ているということになります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 51条のただし書きというのは、本来、そこに認められていない施設ができるときに、ただし書きの中で審議会の議を経た場合、許可できるというものであって、今、地域住民に伝えられていることは、もう県が許可をするから、条件闘争に入ったほうがいいよと、何か条件を協定の見直しをしたほうがいいよというような、私たちに圧力のかかったような話になっております。

ですが、ここで市長にお願いしたいのは、建築基準法51条のただし書きというのは、先ほどから話が出ているように、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に適用されるのであって、市長が、ここはこういった施設に向いているところではないということを理由に、都市計画審議会の議を経ずに許可申請が出たらば不許可とする、そのように私は措置していただきたい。

そして、仮に東武商事がそのことの判断は、最終的には司法に任せていただきたい、そのように思いますが、どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 特定行政庁の許可ですけれども、その許可につきましては、先ほど言いましたように、都市計画上支障がない場合ということで許可になるということで、現在、その審査をしております、うちのほうとすれば、住民合意も一つの要件ということで、現在指導しているということで、それらの推移を先ほど市長が答弁したように推移を見ているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 建築基準法51条ただし書きの趣旨というものを調べたので、ちょっと読ませていただきます。

本制度の趣旨、建築基準法51条ただし書きの制度は、例示の特殊建築物 これは該当します

については、それら公共供給施設が都市計画上、中枢な位置を占めること及び周辺環境に与える影響が大きいことにかんがみ、原則として都市計画法第11条の都市施設として、その敷地の位置が都市計画決定されているものでなければ建築できないこととしつつ、例外的には、次のような場合には、都市計画決定を行いたいと判断されるので、都市計画審議会等の議を経て、特定行政庁が許可をすれば建築できるというものであります。

これは国土交通省住宅局、建築基準法建築研究会、建築基準法質疑応答集3、第一法規、以下はその引用となります。

周辺に及ぼす影響が比較的少ないと判断される場合、すなわち市街地の他の傾向のない場合に建築される場合、比較的小規模である場合等であるが、規模については、既に政令で一定規模以下のものは対象外となっているので、その敷地の位置と、その関係で、周囲の環境に与える影響を十分に考慮する必要がある。

これについては、既に建っている。それは20立米以下の1日の処理量ということで建っています。ですが、今回、ただし書きの申請がされたということは、20立米を超えるからであります。

まず、以下、ほかに5つあるんですが、ここで一つ確認しておきたいのは、先ほどのどちら側に、住民側に立つのか、企業側に立って法を解釈するのかということですが、建築基準法51条のただし書きを突き詰めていくと、建築基準法令130条の2の3、その中の3に、工業地域、または工業地

域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の関係する新築、または増築、または用途変更、第6号に該当するものを除くと書いてあります。

その中に1日の処理能力というのがあるんですね。1日の処理能力であって、8時間の処理能力ではないんですが、今回、東武商事は、増改築を伴い、工場を伴わないで、時間を24時間とすることで20立米を超えます。この解釈は、もともと当初から20立米を超えた処理能力を持った施設と解釈するべきでしょうか、どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 現在建っている第9号の施設につきましては、県が建築を処分したものでありまして、その当時の処分について、市がどうのこうの言う立場にはないというふうに考えております。

なお、廃掃法に基づく手続についても、やはり同じように19.2立米ということで許可がなっております。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 今回の回答でよろしいんですが、当時は県の許可だったということで、今回は那須塩原市の市長の許可である。このことは忘れないでほしいと思います。

今回、ただし書きの許可が必要であると。当時からそうであったことの判断については、県に対しても私も質問を別途でしたいと思っておりますが、当初じゃ、そういうもともとあるものを、建築基準法はあくまで建築基準法であって、廃掃法は廃掃法で、今回、別に許可を出すと言っていますから、ただし書きはただし書きのほうで建築基準法を出してくれということは、別な法律なわけですから、8時間とか24時間という判断は、市がこれからしていただくことになると思っております。

ですので、このただし書きも市が主体的に判断していただきたい。

次に、先ほど途中でとめた51条の措置、どう対処するのかなんですが、今は1番です。

5つあるうちの2番に入りますけれども、暫定的なものである場合と書いてあります。これをつくると、10年、20年、30年、これを暫定的とは言えないと思います。

それから、3番、設置しようとする都市において、規定都市計画がない場合、または都市計画の構想が確定していない場合。

旧西那須野町には、都市計画基本構想がありました。西那須野町土地利用計画の概要というのがありまして、現在、これは那須塩原市に引き継がれているかどうか回答願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 基本的には引き継がれておりますけれども、今回、都市マスタープランを策定しておりますので、那須塩原市としての考えという形になります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

基本的には引き継がれているということですので、よろしいかと思えます。

それで、ことしの3月に議会に条例案として出される予定でありました那須塩原市土地利用基本計画案というのがありましたが、これは今回待たがかかったと思えますね。これはマスタープランと上下関係、どっちが上でしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 都市計画マスタープランと土地利用の調整基本計画、どちらが上かということですが、企画部のほうで所管してい

る土地利用調整基本計画のほうが上位です。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） この那須塩原、先ほど西那須野町を引き継いでいるという土地利用計画の概要というのは、そのマスタープランの上の基本計画の部分だだと思います。その中で考えられたものが、マスタープランの中に反映される。

そこに赤田工業団地は、フロンティアゾーン、集合何とかと書いてあるんですが、その当時の資料を私持っているんですが、そこに書いてある、このマスタープランにも書いてありますが、赤田工業団地の地域はフロンティアゾーンというふうに書いてあると思うんですが、フロンティアゾーンの中に、複合業務拠点都市の中にどういうものがあるか、計画していたかといいますと、西那須野町土地利用基本計画では、複合業務ゾーン、学術研究ゾーンと位置づけ、既存工業施設と連携した新たなオフィスなどの業務機能や学術研究機能の計画的な誘導を図るものとしています。

フロンティアゾーンは、インターチェンジ、国道400号の主要道路、西那須野那須線が走る地域交通の拠点であり、今後の発展が見込まれています。

今後は、土地のニーズの高まりが予想され、適切な土地の利用が必要です。計画期間は平成13年度から15年度までの5年間ですと。

5年間の後、合併しているわけですから、それが先ほど引き継がれているということですので、マスタープランの上位がこのように書いてあるわけですから、先ほどの建築基準法51条、設置しようとする都市計画において、既定都市計画に計画がない場合ではなくて、ちゃんと構想が確定していない場合というふうに2つあるんですが、構想が確定していると考えていいのではないかと思います。

それが4と5で、次に4に移ります。

その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合、このケースとしては、当該施設の建設が緊急を要する場合等が考えられ、その判断に当たっては、関係部局と十分協議することは必要であると。これについてはちょっと私も理解がすぐにはできなかったところであります。

それから、5、民間住宅地における汚物処理等で、その施設の位置が当該都市計画において、その他の施設との関連で都市計画決定すべき性質のものではない場合とありますが、これは関係ないと思われま。

以上のことから審議していただければ、裁判したら負けるとかではなくて、十分闘えると。住民側の気持ちに立って、行政の皆さんが役所とはどういものかをよく考えてやっていただきたい。

考えれば、全体の奉仕者であって、市民の幸福、それから安全安心、そういったものから考えていただいて、こういった法律があって負けるではなくて、私は去年の9月議会でも質問しておりますが、何かないかと私はお願いしていたところがあります。そのときに何かそういった部局を専門でつくってくれと言ってあったわけですが、当時、松下部長は総合力であると、一生懸命やっているんだという回答をいただいております。

そういった中で、こういった覚書が出てきたり、建築基準法51条のただし書きが我々の味方になってくれるはずなんです。その解釈をできれば住民側に立ってやるという考えはないでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 51条ただし書きですけれども、現在、申請が上がっているものの変更協議ですけれども、法的には工業専用地域ということでありまして、この51条ただし書きの申請がで

きる区域というふうな形になります。

先ほども申し上げましたように、都市計画上に問題がないということになれば、そこら辺の解釈になるかと思えますけれども、現在、最初に市長が答弁したように、住民との合意形成の指導をしておりますので、それらの推移を見ているというような状況になります。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） ちょっと切り口変えますが、確かに静脈、動脈でいいますと、生産だけ、富一知事は、栃木県は県で7位の生産があると。あるんだから、廃棄物も処理しなければいけないじゃないかというようなことを伺っています。

県は何が言いたいかという、どこかにこういった処理施設をつくってもらわないと成り立たないと。それを那須塩原で背負ってくれというように私は聞こえてなりません。

県のほうから、県は国から言われているでしょうが、国・県、そして県は、市の担当部に協力をしてくれというような形で上から物を言っているんじゃないかと思えます。

しかし、一番住民に近いところにある行政は、この那須塩原市の市役所であります。ここが住民の立場に立って、上から言われたとおり事務手続をするのではなくて、主体性を持って、住民の意見を勘案して酌み取って、県に対して、その手続上、単純にフローチャートにのっとって審議会に提出するのではなくて、最初からこれは予定していませんと。ですから、審議会の議を経てと書いてあるわけですから、議を経ないで不許可とするという考えの道はあったのではないのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど来、答弁しておりますように、その判断はまだしていないという

ことで、現在、推移を見ているという状況ですから、ただいまの質問に対する答弁は控えさせていただきます。

議長（君島一郎君） 2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 私の今の話は、許可をする場合は、審議会の議を経る。議を経て許可なんです。許可をしないときは、審議会の議を経なくていいんです。それ相応の理由があればいいんです。それ相応の理由を私は先ほど言ったマスタープランより上位計画の中でも、そのように書いてあるのだから、それを理由に、先ほど言った5項目のうち何項目か挙げて、許可しないという方法はとれたのではないかと思います。

時間も終わりになってしまったので、私はこの2番まででほとんど私の考えは語り尽くせたとお思いますので、今後、きのうの松本部長がおっしゃっていたように、市民と一緒に反対運動は取り組みたいということですので、今後も住民の気持ちをよく酌んでいただいて、企業側の解釈ではなくて、住民の意を酌んだ解釈で、法が法がと言いますが、法の解釈も2つありますので、そのようにお願いしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（君島一郎君） 傍聴の方、大変申しわけございません。注意事項に拍手等というのは慎んでいただくよう記載されているかと思しますので、以後はご注意願いたいと思います。

それでは、以上で、2番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前 1 1 時 1 4 分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東 泉 富士夫 君

議長（君島一郎君） 次に、25番、東泉富士夫君。25番（東泉富士夫君） 議席番号25番、公明クラブ、東泉富士夫でございます。2問について質問をさせていただきます。

まず1、側溝の整備について。

三区地区N幹2-19及びN148の市道は、近年新興住宅がふえ、人、車の往来も多くなっている。この市道の周辺は一帯が広い水田であり、大雨が降るたびに水田の水があふれ出して、地形の低い水田に流れ込み、大量の雨水が水田の土手を崩したり宅地に入ったりしている。さらに、道路にあふれた水で通学路の妨げになっている状況にあります。この市道は側溝がなく、地元の皆さんは大雨ごとに長い間、大変な思いをされてきました。既に昨年、地元区長さんを通じて要望書が出されております。

今後、本市はこの2路線の側溝の整備についてどのように考えているかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 25番、東泉富士夫議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の側溝の整備についてお答えいたします。

ご質問の2路線の側溝整備につきましては、平成21年8月21日に、三区自治会長から排水路設置の要望書が提出され、「排水の多くが農地からの

雨水の流出によるものであることや、地形的に排水の流末の確保が難しいことから、根本的な解決のためには相当な時間を要し、早急な対応は困難である」との回答をしており、現在も根本的な解決方法を見出せない状況にあります。

しかし、大雨時の住宅への雨水の流入など緊急時につきましては、土のうの配布などで対応をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ただいま答弁をいただきまして、早急の対策はちょっと難しいというようなお答弁であったかと思えます。

しかし、地元におきましては、長年、大変な思いをされて、いろいろな面で宅地に水が入ってきたり、また土手が崩されたり、いろいろな面で大変長い間、大変な思い、困ってきたということでございます。

そういったことを考えますと、やはりできる限り何とかできないものかと、このように思うわけでございますが、この辺、その辺の今後、かなりちょっと予想がなかなか早急に対応ができないというようなことでありますけれども、その辺の理由について、結論的には、予算的なものは当然絡んでくる、これが大きな理由ではないかなと、このように思いますが、その辺についても、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 当該地区につきましては、このご質問の2路線の側溝整備をしたから解決するというものではなくて、四区の工業団地のほうから、傾斜的には国道4号、その下の国道461号まで傾斜的にはあるということで、その両側に水路等がありますけれども、側溝をしたというだけでは、問題解決にならない。

その要望書の中にもありますように、水田からの流出が、そちらの四区工業団地からずっと流れてくるという部分がありますので、根本的な解決というのは、総合的に考えないと、難しい部分があります。

平成16年3月に西那須で総合排水基本計画というふうなものを策定しておりますけれども、当該地区については、あくまでも構想というふうな形の中で、具体的な計画がなされていない。

最終的には、国道4号に通じての排水とか、461号への排水とか、そんな形の中での構想しかないということで、やはり地形的な問題等が多分にありますので、総合的に全体的に考えないと、問題解決にはならないということで、先ほど自治会さんのほうにも答弁しているように、なかなか難しいということで、早期の整備は難しいというふうな回答をしているところでございます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） そう簡単にはいかないんだと。側溝だけつくっても、排水はならないと。根本的な、総合的な対策というか、対応をしていかないと、解決にはなっていないというような今ご答弁だったと思います。

いずれにしても、なかなか今、部長のほうから答弁ございました。よくお話はわかりましたが、今後、やはりこの那須塩原市、今、市は県北でも有数の水田があるかと思います。稲作が、そういったあれでは、恐らくこの三区地区、今の質問させていただいたような地域も、たしか数多くあるのかなと、このように思います。

そういったあれでは、やはり特に今、この水田、市全体も言えるかと思いますが、そういった農道の中に、新興住宅も徐々に今建ってふえてきているわけです。

そういったあれでは、やはり市民の方からすれ

ば、同じ市民として、根本的な排水対策ができないから、やむを得ないんだということを、これは理由ですから、やむを得ないと思いますが、しかし、その辺を、やはりその中でも特に大変な住宅がある程度建っている、また人の往来もある、そういった地域に関しては、優先順位をつけながらも、何らかの方法で、それが完全に、完璧に対策できなくても、地域によっては、総合的な排水の整備がなくても、側溝などをつくるなどして、最小限にとどめていただくと。少しでも市民の方が生活をしやすいと、そういう方向に努力していただくと。

全体的にはそういった地域もたくさんあるのかなと思いますが、その辺について、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 開発であれば、1,000平米以上の開発につきましては、農地内に浸透槽の設置とかという部分で指導して、設置を行う形になっておりますけれども、当該地区につきましては、ただ、側溝をつくればいいということではなくて、側溝についても、その縦堀、西堀のほうが高いということで、ちょうど、当該地区については、中だるみの部分があります。ですから、側溝を設置するにしても、なかなか難しい地域だということ考えております。

水田からの流出がなければ一番いいんですけども、そういうわけにはいかない部分もありますので、総合的に考えないと、当該地区については、雨水対策については、なかなか難しいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

総合的には、根本的には、今のこの2路線については難しいというような今ご答弁をいただきま

したが、もう一つ、今の部長のほうから中だるみの部分があって非常に難しいという今お話あったと思うんですが、この市内には、これは別に水田地帯とか、そういったことではなくて、この住宅街にも、結構多分に見られるのかなと、三方、四方から水が集まってきて、非常に私も同じような、ここはこういう場所だから難しいんだと、そう私なりにも感じた部分もあるんですけども、例えば中だるみというか、そういった部分については、今後、解決方法というか、難しいといえば難しいんですけども、何か対策というのは考えていらっしゃるかどうか、その辺についてもう一度お願いいたします。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 当該地区については、先ほど申しましたように、総合的な部分での対応という形になるかと思うんですけども、ほかの地区で、水田からの排水がないようなところで雨水がたまるという場合には、浸透ますの設置とか、そういう部分で対応している部分はあります。

ただ、当該地区については、それでは対応ができないという形になります。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） わかりました。ありがとうございます。

いずれにしても、長い間、市民の方が困っていることは事実でございます。

そんな中でも、やはり少しでも、何か改善というか、本当に生活がしやすい道路というんですかね、そういう環境、安心して生活ができる、そういう方向に努力をしていただきたいと、このように要望して、次の項目に移りたいと思います。

2、公有傾斜地の安全対策について。

中塩原347番地2、ペンション、住居に隣接している公有傾斜地が年々崩れつつある。さらに、

大木の根が大きく露出し大雨が続いた場合は倒れる危険性も考えられ、懸念されている。この場所は、那須水害のときに土砂崩れが起こり、ペンションに土砂が押し寄せ被害に遭っている。そのときは事前に宿泊客を避難させるような事態になった。

さらに、土砂が山際の側溝をせきとめたため、ペンション周辺が水浸しになってしまった。当時、土砂崩れのあった箇所は、県で安全対策をしていただいたが、側溝の対策については、ペンションの方が自己負担を含め木材等で市が当座の側溝整備をしていただいた。しかし、年数がたち老朽化が進み、影響が出始めている。

今後、公有傾斜地の安全対策を県に要望していただくとともに、側溝の整備について、市はどのように考えているかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 公有地の安全対策についてお答えいたします。

公有傾斜地の安全対策につきましては、県林務事務所が昭和40年度から平成10年度にかけまして、ブロック積土留工や法枠工などにより、のり面の補強工事を行い、現在に至っております。

今後の傾斜地の安全対策につきましては、関係機関と協議をして対応を検討してまいりたいと考えております。

また、水路の整備につきましては、水路敷きとして公図に載っていない部分もありますので、現地などを精査して検討してまいりたいと考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

非常にこれは安心安全の生活というのは、当然この地域にというか、公有地、この傾斜地に隣接している方は、なかなか那須水害のようなことは、

そんなに起きるものではありませんが、しかし、今非常に天候不順もございませぬ。いつ何が起きるかわからない。そういったことを考えると、やはりその隣接しているところに住んでいる方は、やはり相当な不安というか、心配があるんだと思います。そういったあれでは、県のほうに強く要望していただいて、本当に安心な生活ができる方向でお願いをしたいと思ひます。

それから、これは塩原、特に温泉地区でございませぬが、地形上、かなり傾斜地に、やはり建っている住宅ですな、ホテル等もあるかと思ひますが、結構あるのかなと。少なくないと、このように私は感じております。

そういったあれで、やはり本当に那須水害のようなあいう大雨というのは、めったにはないと思ひますが、やはりあのときも相当な方が公的な施設に避難をされているということでございませぬ。そういったあれで、これから雨季に入りますと、毎年のように尊い命が土砂崩れ等によって失われております。そういったことを考えると、この塩原温泉地区も、決して万全だというか、全く安心できるということではないと思ひます。

そういったことについては、やはり私は、今まで400号の土砂崩れと、大きな問題、課題としてはなかつたかと思ひますが、できましたら、これから雨季の季節に入ってまいります。一度、できれば、余り危険というか、不安をあおるようなあれではまずいと思ひますけれども、できましたら、やはり私結構歩いていて、かなりこういう傾斜地というか、山間部に建っている、そういった住宅も見受けられるなというような感じもしておりますので、やはり本当に市民の方は、安心安全に今後生活していくために、ぜひ、できれば、一度総点検というんですかね、その辺もやっていただくことも、行政の大事な役目というか、仕事という

か、ぜひお願いできないものかどうか、その辺お伺いしたいと思ひます。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 塩原地区につきましては、急傾斜地の崩壊危険区域ということで、県のほうで指定がたくさんされているかと思ひます。

そういう中で、この地域はこういう危険がありますよということを指定するとき、地元のほうへは説明している部分がありますけれども、なお、市道等の管理については、十分パトロール等で危険箇所の点検等は、常時のパトロールで行っておりますので、そういう部分で危ないところがあれば、早急にしていくというふうな形で、パトロールを今後も実施して、危険箇所の把握に努めていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） よろしくお伺いしたいと思ひます。

やはりいろいろな防災ですかね、どうしても事故、問題が起きてから、そこに集中的に対応していくというのが、どうしてもそういう方向、予算の関係もあるし、そうなってしまうのかなという部分というのはあるような気もいたします。

やはり事故が起きてから、例えば問題が起きてからでは、やはり遅いというか、ですから、十分その辺もよく点検をしていただいて、ここはちょっと危険だなというところがあれば、やはり県に任せるといふことも大事だと思ひますけれども、地元、この市の行政においても、万全を期していただきたい、このように思うところであります。

それから、ちょっと申しおくれましたが、側溝、先ほど公有地が土砂崩れがあった場合、その場所というのは、やはり自然に大雨が降ったり、市のあれでかなり土側溝が堆積されているので、土砂がね、そういったあれで、当座の木材等で対応さ

れていますので、かなりしみ出してきているというか、恐らくそのペンション等、居住されている方も、いろいろ不安というか、やはり環境的にもいろいろと気になる点もあるんだと思います。

そういったあれでは、いろいろ予算的なことあるかと思いますが、ぜひその辺もよく見ていただきまして、やはり安心して、またペンション等、またお住まいになっている方が住んでいただくよう、できるだけ力を尽くして、努力をしていただきたいと、このことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 以上で、25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 次に、16番、早乙女順子君。16番（早乙女順子君）では、早速、1番目の希少な動植物の保護に関する条例の新たな制定についてから質問をいたします。

西那須野地域、塩原地域の動植物実態調査は、那須塩原動植物調査研究会委員や外部の専門家、関係機関の協力のもと行われ、貴重な調査結果と保全への提言を出して終了いたしました。

今後、市としては、この調査成果を踏まえ、那須塩原市全域を対象とする希少な野生動植物の保護に関する条例の新たな制定に向けて検討に入ることになるのでしょうか。

そこで、条例を制定するに当たって、以下の3点について確認いたします。

旧黒磯市時代の希少な野生動植物の保護に関する条例は、市町村レベルでは制定していない画期的な条例でありましたが、大きな問題点もありま

した。その問題点を市当局は認識しておるのでしょうか。

希少な野生動植物の保護に関する条例は、種の保存法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律や県の保全条例の考え方と整合性を図る考えがあるかどうか。条例制定の意義を伺います。

動植物実態調査の結果をどのように生かすお考えなのかもあわせてお聞かせください。

以上で1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、希少な野生動植物の保護に関する条例に関するご質問についてお答えいたします。

まず、 ですが、現在暫定施行によって運用している現行の条例をめぐる問題点に対する認識という点ですが、旧黒磯市において当条例を検討していた当時、「管内に生息・生育する希少な野生動植物を保護する」という目的で、「規制」を盛り込んだ内容の自主条例を制定していた自治体は全国的にもほとんどない中で、市の豊かな自然環境を象徴する希少な野生動植物の保護に向け、具体的に条例化した経緯があります。

現行の条例を検討していた当時、その内容に関して、関係者、関係団体から多くのご意見をいただいたことは把握しておりますが、新たに制定する条例については、そういった過去の経過も精査した上で、よりよい内容のものにしたいと考えております。

ですが、次に、種の保存法、県条例の考え方と整合性についてと条例制定の意義についてお答えをいたします。

この希少種保護条例の場合、関係する法律とし

ては、種の保存法を初め、ほかにも自然公園法や自然環境保全法などがあり、栃木県条例では自然環境の保全及び緑化に関する条例などが既に制定されております。

今後、これら関係する法律や県条例の内容をよく分析した上で、希少種保護条例の内容が整合するよう検討してまいりたいと考えております。

次に、新たに希少種保護条例を制定する意義についてですが、平成21年度に策定した動植物実態調査報告書の中で明らかになったように、西那須野地区・塩原地区においても、数多くの希少な野生動植物を確認することができ、このことは現在的那須塩原市総体としても、豊かな自然環境を有していることを証明しているものと考えております。

したがいまして、条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となった中で、この豊かな自然環境の象徴として存在する希少な野生動植物の保護を通じ、将来にわたって、この地域の自然環境の保全に努めていくことは、現在的那須塩原市においても大きな意義を有しているものと考えております。

であります。次に、動植物実態調査に係る成果の活用内容に関してのお答えをいたします。

今回、西那須野地区・塩原地区の調査報告書を策定したことによって、市全体の野生動植物の生息・生育状況の全体像が明らかになりました。

今後、旧黒磯市において策定した調査報告書も含めて、これまでの実態調査事業の中で整理した希少な野生動植物をさらに多角的に分析・調査した上で、条例を制定する際の基礎資料として活用することで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、 に関してから再質問いたします。

条例を検討していたときに、関係者、関係団体から多くの意見が寄せられたということは把握しているようではけれども、その意見というものが、黒磯市希少な野生動植物の保護に関する条例の問題点を指摘しているものだというふうに私は認識しております。ですから、どのような意見があったのか、具体的にここで述べていただければと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 当時の関係者、関係団体からの具体的な意見ということでございますが、オオタカ等の営巣木規制の考え方に対してということでのご意見ということで承知しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 条例文のどこに当たるのかというところで、それがどういう理由によってかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 条例におきましては、第7条で、朗読しますと、「市長は、希少な野生動植物を保護するため必要があると認めるときは、希少な野生動植物が営巣する木及び木に営巣しない希少な野生動植物が生息し又は生育する区域を保護地区として指定することができる。」というふうなことで、条例の中では、その営巣する木というところに対して、先ほど申し上げました意見があったというふうに承知しているわけなんです。ということで承知しているということでもあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 条例では別にオオタカ

が営巣する立ち木というふうな言い方はしていないんですけれども、明らかにオオタカを指しているなどというのは、審議の経過で私もわかっているわけです。

なぜオオタカの営巣木1本を保護するのではいけないかと言われているかという、その理由がわかりですか。今後の条例の制定のところ、それがとても大切なことになるわけですので、そこを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私といたしましては、現実の条例の姿がこういう形であるということでありまして、当時の条例制定のときのやりとりまでちょっと踏み込んではいませんが、いずれにいたしましても、先ほど答弁いたしましたように、今後の条例制定の中で、それらを十分踏まえながら、専門の方の意見をお伺いしながら、よりよい条例を制定していきたいというふうな考えであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） このとき私も条例の修正動議を出そうとしていましたので、よく覚えております。

野鳥の会とか、そのほかの全国の自然保護から抗議が来た条例ですけれども、なぜそういう抗議が来たかといいますと、種の保存法を受けて、各県でも条例をつくってきて、市町村では珍しい条例をつくっておきながら、種の保存法の考え方を全然取り入れないというより、逆行しているというような条例をつくってしまったので問題なんです。

それがどこかという、保護地域ということで第7条が問題があるということですが、希

少な動植物を保護するというのときに、最近の保護するという考え方のところでは、植物でも、これは動物でも同じですけれども、1カ所だけ、その生息している部分だけを守ったのでは、その個体を守れない。それこそ、トキなんかを守ろうとしている部分のところも、トキが生活する田んぼから守らなければいけないよねという時代になっているので、皆さんよくわかりだろーと思えますけれども、ですから、立ち木1本を守ったからいいというものではないということで、要するにその個体の生息している生息地、あと子どもを育てる生育地、これらと一体的に保護を図る必要があるという考え方に種の保存法はなっております。そこが大きな問題点だと言われているわけですが、今、私が言ったことで、黒磯市時代の条例と種の保存法の違いというのがわかりになりましたでしょうか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま言われた件につきましても、それぞれの関係者の方のご意見をお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 那須塩原の動植物調査研究会の委員の方たちが、このぐらいの厚い立派な報告書を出してくださっています。そういう中でも、やはりきちんとした意見を述べられておりますので、そういう方にきちんとお聞きになれば、今言ったようなことは当たり前のことだよというふうに言われると思うので、ぜひきちんとお聞きになったほうがいいと思います。

のところ、なぜ法律とか県条例とか離れているかといったら、その点でございまして、その点を先ほど法律や県条例と整合するように考えているというふうにおっしゃったんですけれど

も、どこの部分を整合させようとして言われたのが、具体的な部分のところは、私が指摘したことでよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいま整合性どこの部分かということですが、全体について今後の策定の中で整合を図っていくということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 全体について種の保存法や県条例と整合性をとろうというふうにしていくということですが、その種の保存法とか県条例の保護地域の考え方だけ一つとっても、那須塩原市はそこまでいっていないわけなんですね。それにもし整合性をとって追いついたとしても、種の保存法、そのものも別の観点から見ますと、もう古くなっているんです。

名古屋で開催される生物多様性条約会議に向けて、実際に種の保存法自体改正しなさいというふうに言われています。改正しなさいというふうに求められている改正点というのが幾つかありますけれども、もちろん保護地域の考え方なんていうのは、当たり前種の保存法の中には入っておりますので、それ以外のことなんですけれども、例えばその中で、種の保存法に市民からの提案を反映させるような仕組みを盛り込む必要があるというふうに言われています。

これは法律は思ったよりおくられているものなんですね。大体法律がつくられるときは、どこかの先駆的な自治体が条例をつくっている、計画をつくっている。それを後追いで大体法律ができてきますので、法律自体はおくられているものですので、進んでいる条例を持っているというところはたくさんあります。

既に京都府とか徳島県の条例は、市民からの提案を反映させるような仕組みをもう既に条例の中に入れて持っております。

法律とか条例というのは、考え方はその時代に合わせて進化させていかななくてはならないわけなんですけれども、栃木県条例は相変わらずおくられて、おくられて、おくられたままですので、余り参考にならないというふうに思いますので、法律より考え方が、もうこの際ですから、こういう条例を持っているという市町村はめったにないぐらいの条例なんですね。

だから、あの部分を除けば、とても画期的な条例を持っていたんです、黒磯市の時代。那須塩原市はそれを踏襲しようとしているわけですので、ただあの1点だけと、考え方としてもうちちょっと進めていかなければならないということで、ぜひ汚名挽回して、よりよい那須塩原市条例をつくり上げるということを私は期待して、別に条例がすべてだめだと言っているわけではありません。だから、あの条例をつくるときも、そこを直したらいかがですかということは、反対したのではなく、修正を出したのは、そこです。

ですから、そういうようなことを今話したようなことで、関係者とどのように進めようとするか、もう一度お考えをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 法律等々の整合性を図るということでのどういう形でというご質問ですが、先ほど来申し上げております動植物調査研究会ということで、今回もお世話になったわけなんですけれども、そういった専門の先生方と十分ご意見をいただいて進めてまいりたいと考えています。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ひとつくどいようです

けれども、種の保存法自体ももうおこなっているという状態だということを確認の上、ぜひ京都府と徳島県の条例、あと種を保存するということでさまざまな団体が活動しておりますので、そういうところの意見も十分に聴取してつくられることを願います。

調査報告書自体に保全すべき種や注目すべき種の保全を考える上で、単に種ごとの保護を行うのではなく、住む場所と周辺環境を包含して、植物や動物との相関関係を視野に入れて、豊かな生物多様性を保持するという視点に立つ発想が必要と思われるというふうに、報告書の中ではきちんと明記しております。

そういう記述がありますので、本当にそのとおりだというふうに、その研究会の委員の方たちは、私なんかよりも、その辺はもう既におわかりになっているから、そういう実態調査の協力をしてくださっているんだと思いますので、報告書の提言に真摯に耳を傾けて、条例を策定することを本当に切に願います。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、次に、2番目の質問、福島大学へ委託している「産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究」について、産廃の立地規制策

に役立つものになっているかについてお聞きいたします。

昨年度末で3年目となる調査研究の報告書が年度末までに出されておられません。5月中旬になっても報告書はでき上がっていませんでしたので、産廃の立地規制策をつくるのに役立つ調査研究であるのか確認もできないまま、この通告をいたしました次第です。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

報告書案はできているというふうに聞きましたし、実際にできているようですので、どのような内容となっているか説明を求めます。

「産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究」をどのように活用するおつもりなのかお聞かせください。

今年度もさらに調査研究を委託していますが、調査というものは、やみくもに調査するものでもありません。今年度は何をしようとして調査をするのか。今年度で調査研究の結論が出るものなのかどうかもお聞かせください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、3点ご質問がありますので、順次お答えをいたします。

の平成21年度の報告書の内容についてお答えいたします。

平成21年度の報告書は3つの内容からなっておりまして、地下水の水位変動及び流動状況に関すること、地下水質に関すること、産廃処理施設の立地規制方策に関することとなっております。

まず、地下水の水位変動及び流動状況につきましては、既存の観測データの整理とともに定点観測を行い、地下水位の変動状況を把握するとともに、地下水のシミュレーションモデルを作成し、流動経路の解析を試みました。

次に、地下水質についても同様に定点観測を行

い、これまで数多くの産廃処理施設が設置されていることが、地下水質に影響を与えているのかということについて調査を行いました。

産廃処理施設の立地規制方策については、多くの最終処分場が立地されてきた高林地区を対象に住民懇談会を実施し、現状確認を行いながら、土地利用の観点から、本市に適した立地規制方策のあり方について検討を行いました。

の「調査研究」をどのように活用するつもりかについてお答えいたします。

地下水のシミュレーションモデルは、産廃処理施設からの影響がどの地点にあらわれやすいのかを確認し、施設設置の妥当性を検討していきます。

地下水質の調査は、産廃処理施設が過度に集中することにより、本市の環境にどういった影響を及ぼすのかを確認し、これ以上の産廃処理施設の設置が認められないとする根拠の1つとする考えです。

立地規制方策については、平成21年度の報告書では、本市で有効なものとして土地利用による方策が示されており、今後これについて庁内で検討を行ってまいりたいと考えております。

です。今年度は何を得ようとして調査するのか、今年度で調査研究の結論が出るのかについてお答えをいたします。

調査研究委託も今年度で4年目に入っており、まとめの年度と考えております。

地下水位の流動状況については、引き続き定点観測を行いながら、より精度の高い地下水のシミュレーションモデルを作成していく考えです。

地下水質についても、引き続き調査を行い、産廃処理施設と水質の関係について検証を進める考えです。

なお、立地規制方策については、先ほどお答えをしたとおりでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問をいたします。

通告後、この報告書がまだきちんとした印刷にはなっていないんですけども、通告書を出した後、報告書を見せていただきまして、時間がない中、私なりに読み込んでみました。

その結果、疑問点が幾つか出ましたので、まずその疑問点についてお聞きいたします。

この報告書を読みまして、この「調査研究」、現在起きている、那須塩原市で起きている産廃問題の対策に実際間に合うのかなというのが感想なんですけれども、いかがですか、間に合いますか、何か使えるものとして。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） この報告書が産廃問題に対して間に合うのかということのご質問ですが、現在、私のほうも報告書の読み込みと申しますが、その辺のところ、これ今後の中で、福島大学のほうからも、実質の中身の説明等も聞いていきたいと思いますが、現時点ですぐこれが決め手になると申しますか、そういったものに間に合うかということは、ちょっとまだ答えられません。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） それで、あと今回の報告書を読みまして、前回の報告書では、議会がつくろうとしている水源保護条例案に対して疑問点を上げ連ねているわけなんです。建設的な提案はないほどに、私たちの議会がつくっていった条例案に対して、こういうところが課題だ、こういうところが課題だということを挙げていただいているんですけども、実際その内容的なものは、中井教授の指摘する水源保護条例の課題と言われ

ている部分のところは、私たち委員会で論議している範疇なんですね。言われなくてもわかっていることばかりで、そこで言われていることに対してどうしたいかということ私たちは悩んでいるんですけども、その点に対しては全然触れていないんです。

今回、3年目に出された報告書ですけども、水源保護条例に関しては、一言も触れていないんですね。1項目もないんです。

昨年、市の産廃に取り組む団体と栃木ゴミ連が共催したシンポジウム、いきいきふれあいセンターで行われたと思うんですけども、ゴミ弁連の梶山弁護士が水源保護条例を制定している市町村の事例とかというのを話して、裁判の事例なんかも話していましたけれども、実際に産廃を直接とめられる決定打となるような条例がないというのは、私もわかっていますし、もちろん梶山弁護士もそういう言い方はしていませんけれども、少しは抑止効果があるのではないかとということで、水源保護条例について講演会の中でお話しされていたんだと思います。

私もそういうことで、少しでも使える条例は、どんな条例であっても、この那須塩原市につくれればいいというふうに思っていて、水源保護条例、議会として取り組んできているんですけども、今回3年目で、何ら報告書の中には触れていないんですけども、水源保護条例に関して執行機関のお考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 水源保護条例、今回の報告書に載っていないということでのお話ですが、まさに規制をする産廃施設の立地規制をする決定的なものがないということには、非常に苦慮しているところであります。

今回の報告書では、土地利用の観点からという

ふうなことの報告にはなっております。

先ほど答弁をいたしましたとおり、また議会の皆さんからも、対策協議会ということで、水源に関する小委員会ということには、まちづくりの小委員会ということは承知していますけれども、そちらとの兼ね合い、これらも含めまして、先ほど答弁いたしました庁内での検討会を立ち上げて進めていきたいということ。その中で、それらもあわせて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私、ちょっと聞き方が悪かったんですかね。

水源保護条例は決定打ではないというふうに思うけれども、ある意味、有効でもあるのではないかなというふうに思います。

それで、水源保護条例を制定するという点に関して、執行機関はどのように考えているのかを聞かせていただきたいというのが1つです。

それと、あと福島大学のほうの意見、この報告書では、土地利用による立地規制をというふうにも今回も出してきているわけですけども、それ自体も水源保護条例と同じような考え方を持っておりますので、それさえも決定打というふうになるようには私は思えないんですけども、水源保護条例が決定打ではない。土地利用に関する立地規制というのは、どの程度だというふうにお読みになって思いましたか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 土地利用に対する考え方の報告に対してどう考えるかということだと思うんですが……

〔「両方、水源保護条例」と言う人あり〕

生活環境部長（松本睦男君） 水源保護条例につ

きましては、20年度の報告のまとめの中で出てきているのは承知しておりますけれども、水源保護条例、あるいは今回の土地利用条例というふうな、そんなことを考えているというふうな報告がなされていますけれども、それらについては、ただいま申し上げましたように、我々としては、庁内の検討会でそれらをあわせて検討をしていきたいと。

当然議会側の小委員会もございます。今までの中でも情報交換ということでやっておりますので、その辺を情報交換をしながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 先ほどの答弁の中でありました地下水のシミュレーションモデルということ今年度もそれを行っていくようですから、地下水のシミュレーションモデルで産廃施設からの影響を確認することで、産廃施設の設置が認められない根拠とするというような先ほどご答弁だったような気がするんですけれども、地下水のシミュレーションモデルからどのような予測ができるということを考えて、そういうものをなさっているのか。あと地下水の水質もそうですけれども、そういうものが予想できるのでしているのか。

定点調査をどちらもなさるとのことなんですけれども、その定点調査が、実際に地下水の水質の定点調査もそうなんですけれども、調査項目というのものも、報告書に上がってきている調査項目だけでいいのかどうか。電気伝導度を使って行って、それで高い値になると。でも、それが何で高い値になっているかというところが詳しく報告書の中では出てきていないんですけれども、その辺のところを産廃施設と地下水の流動状況とか、地下水の水質の関係が明らかになるような調査になってくるんだろうかというところをどのように感じたか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） まず、1点目の地下水のシミュレーションモデルの件ですけれども、現実の地下水の流れ、流動や地下水の分布をある程度再現できるモデルを作成するというものでありまして、そのことによって汚染の発生した場合、その広がりパターンとか、あるいは到達時間などがわかるというふうな、そういったもので今後も精度を高めると。そういったことで引き続き行っていきたいと。先ほどの、ここは水分地質調査という部分でありますけれども、そういったことで精度を高めていきたいということでもあります。

それと、水質検査ですが、確かにこれまでに収集、整理して、既存の地下水データ、地下水の連続観測データとか、そういうものがありますが、これにつきましても、地下水流動を再現できるかどうかの検証をするために、また精度を上げるというために継続して調査が必要だというふうな考えであります。

それと、地下水の水質検査の項目の件ですけれども、議員今おっしゃった電気伝導度、一部でそういった異常が見受けられたというようなことも報告されています。

あとはメタン濃度ですかね、これなんか一部に異常があったというふうなこともありますので、その辺の因果関係というか、その辺を引き続き調査をしていきたいというふうな考え方です。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 電気伝導度、私たち市民団体でも産廃の監視活動をするときに使うんですね。それがちょっと高くなっているときは、何か汚染がどこかであるよねということで使うわけですので、でも、何かあるよねという目安にして、実際の汚染が何かあるかを突きとめるためにきち

んとやらなければならない。

この調査研究というのは、私たちの市民団体が、何か汚染があるよねというレベルではなくてやっているわけですので、電気伝導度が高かったというレベルの報告書では納得できないんですね。

だから、そこら辺のところをもう少し何のためにやっているかという部分のところ、少し福島大学のほうとは、きちんと何のために使うかということで、実際にこの報告書を読みますと、具体的にこういう汚染が心配されるというのは、酪農に由来する汚染だけがクローズアップされているんですね。それだけがクローズアップされた調査で終わるといったら、何か私たち何のためにこの調査してもらっているのかわからなくなってしまいます。

実際に全国いろいろなところで安定型の処分場問題を起こしている事例をずっとしていきますと、実際に水銀だかドミウムだの、垂鉛だの、砒素だのというところが出ております。

那須塩原市、あれだけ産廃があって、水量的には多いですので、希釈されてしまっているの、だから、井戸あたりをはかったの、ここら辺の汚染ぐあいがあるのかどうかという部分は、すごく私疑問に思うので、何かちょっと工夫をしなかったら、実際に地下水の分布のモデルで汚染の発生パターンがわかるのが、定点調査をしようが、土地利用規制の中に使おうとする部分のデータに使えるのかどうか。

でも、方策として今回出てきているのは、土地利用に関するものですから、地下水の分布のモデルも、水質も、そこでお使いになろうとして調査をしているわけで、私たちがつくろうとしていた水源保護条例に役に立てようとして調査しているわけではないようなので、そういう地下水のシミュレーションモデルとか、水質調査というのは、実際にどういうふうに土地利用の規制の中に使われようとしているのか。

実際にやり方としては、水源保護条例なんかの手続と土地利用規制だって、やり方同じですから、困難な部分のところというのは同じですよ。

酪農に由来する汚染をどうとらえようかと、もう水源保護条例のところですごく悩んだ部分というのは、この土地利用規制の部分でだって悩むことで、何ら同じレベルだろうなど。

ですから、土地利用規制でやるなどと言っているのではないし、水源保護条例だけでやれと言っているわけでもなく、使える方法は何でも使えばというふうに思って、この私は質問も入れていますし、このお金をかけてやっていますので、もう1,200万円、ことしも500万円入れていますので、これが使えるものになっていかなかったら、税金の無駄遣いと言われてしまいますので、しかとこの辺のところを考えて生かしていただきたいというふうに思います。

この地下水の水質とシミュレーションモデル、実際に土地利用のところはどういうふうにこれをお使いになるのかだけ聞かせてください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 地下水のシミュレーションモデルをどのように使うのかということのご質問ですが、やはり現状をまずは把握するということが基本的に重要なことだと思います。

そういう中で、先ほどこのモデルがどういうものかということでご説明いたしました、そういったものもやはり基礎的な資料という観点から必要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 時間がもう半分以上過

ぎてしまっていますので、そちらは終わりにして、3番目の質問、高齢者が安心して住むことができる福祉サービスとはというところに移らせていただきます。

介護保険制度は、近年、過度の利用抑制、抑制というより、私は利用制限が起きているというふうに思っておりますけれども、このことで、介護保険制度スタート時の理念である「介護の社会化」が崩れようとしています。介護保険で高齢者の生活すべてを支えることは不可能であるということは、私も十分承知しております。でも、利用を制限して、在宅での生活を成り立たなくしたのでは、介護保険の行く末が心配であります。

そこでお聞きいたします。

独居の高齢者、高齢者世帯、医療依存度の高い独居の要介護者は、在宅の生活で何に困っているのか把握しておりますか。入所や入院をせずに、在宅での生活を成り立たせる上で必要な福祉サービスは、どのようなものかわかりでしょうか。那須塩原市では、それらに対応できるサービスは整っていると切り切れますか。

次に、要介護者は、介護保険スタート時には、買い物、通院、家事支援など介護保険の利用で生活を成り立たせていましたが、サービス提供事業者が利用抑制とも思える国・県の指導に従ったため、現在では在宅での生活に困難を来しています。保険者である市は現状を把握しておりますか。介護保険で利用できなくなったサービスの代替制度は考えたことがありますか。

次に、要介護認定システムが改正となり、非該当になった人から、非該当となった理由の説明を求められた場合はどのように行っていますか。「保険料を支払っても非該当となり、サービスなしでは介護保険に入る意味がない」と言われた場合はどのように対応していますか。非該当の高齢

者でも使える高齢者福祉サービスの拡充が必要とお思いになりませんか。

次に、末期がん患者以外でも緊急を要する利用の場合、要介護認定は迅速に行っていますか。要介護認定が出る前にサービスは使えないのでしょうか。

以上についてお答えください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 3の高齢者が安心して住むことができるまちの福祉サービスについて、順次お答えいたします。

まず、介護保険制度における要介護者の在宅福祉サービスについては、平成20年6月に県が実施した「介護サービスと介護保険料に関する意識調査」の結果等から、医師の往診、訪問介護、訪問入浴、緊急通報、通院や買い物の足等が求められていると考えております。

市では、これらのニーズに対応するため、介護保険事業として各種のサービスを提供しているほか、市独自の在宅福祉サービスとして、外出支援タクシー券助成事業、緊急通報端末装置設置事業などの事業を展開しているところで。

次に、「利用抑制とも思える国・県の指導」により在宅生活に困難を来しているのご質問ですが、県の指導は介護保険制度運用の適正化を図るため、随時行われているものです。県の指導により、在宅生活が困難になったという状態は発生しておりません。したがって、介護保険制度外の代替サービスについては、検討しておりません。

続きまして、介護認定で非該当となった人への対応ですが、非該当となった理由の説明を求められるかどうかにかかわらず、文書で認定結果に理由を付して通知しております。また、介護保険制度は、社会全体で介護を支える制度であり、介護の必要の程度に応じたサービスが提供される仕

組みとなっていることを説明しているところです。

非該当の高齢者が使えるサービスについては、市独自の特別な判断による事業はないかということでございますが、現在のところ拡充の予定はありません。

緊急を要する場合の要介護認定については、申請受付時に、本人の状態・家族状況等を聞き取り、早急に調査・主治医意見書を依頼するなどして、できるだけ早く認定とサービス利用ができるよう努めているところです。また、認定の効力は申請日に遡及するので、申請日から認定日までの間でも、暫定介護サービス計画に基づき、サービスを利用することができることになっています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、再質問する前提で、今いただいた答弁の中で再度確認をいたします。

要援護者が在宅生活が困難になったという状況はないというふうに言い切ったように今聞こえたんですけれども、間違いありませんか。

私が聞いているのは、独居の高齢者、高齢者世帯、医療依存度の高い独居の要援護者において、在宅生活が困難になったという状態は発生していないかということをお願いしたつもりなんですけれども、その辺の方が本当に在宅の生活に困難を来したという状態は発生していないか、もう一度そこだけを再度確認させてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 確認しております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 、 合わせて再質問いたします。

先ほど言ったような状態の人ですので、家族が

いる高齢者ではありませんので、間違えなくて教えてください。

通院や買い物、家事に関してですけれども、実際に具体的な事例で言ってみます。

介護度が要介護1、歩行が不安定。車に乗れない。経済的には余裕がない。高齢となり、頼れる知人や友人がいない。透析での通院が回数が多い。このような人が今現在、介護保険を使うなり何らかのサービスを使って、通院や買い物、家事に困難を来しているという状態はありませんか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 確認しておりません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 確認しておりませんが、そういう困難を来している事例はないと言ったから、ないはずなんじゃないでしょうかね。

私は、介護保険制度の適正化という県の指導で、介護サービス事業者が、そういう通院、介護や買い物、今言ったような人、具体的にそういうところが同行ができなくなりました。要するにしてもらえなくなったんです。これを在宅生活が困難になったと言わないんでしょうか。解釈聞かせてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） その事例については、私も聞き及んでおります。これは通院と介助の関係だというふうに思います。

一般的には、その通院等の介助等のサービス、いわゆる介護保険制度内でのサービスについては、議員さんもお存じのとおりでございますが、ケアプランに基づいて実行しているものでございまして、そのケアプランに基づいて保険者たる那須塩原市は給付をしているという状況にござい

す。

よって、その介護等の県指導を待つまでもなく、適正に運営されている場合についての今おっしゃったような形での不都合というか、ふぐあいについては、状況がないという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私が言った今の事例というのは、県の指導を受けて介護事業者が通院介助や買い物同行ができなくなったということで生活が困難になったという具体的な事例、名前はもちろん言いませんけれども、具体的に言った事例を挙げて言ったわけですので、生活が困難になったという事例があると、それ1件とかじゃないですからね。あるというふうに、その原因となったのが、全部県の指導ですので、その辺のところ、実際に、じゃ、今言ったような介護1で歩行が不安。車に乗れない。経済的に余裕がない。高齢となって、頼れる友人とか知人がいない。透析で通院が多いとか、リハビリに行かなければならないという、そういうような人が通院や買い物に対して、在宅生活を成り立たせるような支援は、那須塩原市ではどのようにしたらいいのか教えてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 先ほど答弁しましたように、県の指導は、介護保険制度の運用の適正化に関して随時行われているものだということをお話したいというふうに思うんですが、今言われた形の中で、いわゆる保険制度の枠内での活用については、十分していただきたいとともに、ケアプランを打ち立てるとき、実際にはケアマネジャーのほうでの計画になるかと思うんですが、その本人の生活実態といいますか、要介護の実態を詳細に観察していただいて、ケアプランのほう

に、その旨、適切な理由等を書いていただければ、給付については何ら問題ないと。当然ながらケアプランについては、私どもも尊重していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 適正なケアプランを立てて、それでも県の指導でだめだといった事例を挙げているわけですので、保険者として今のような事例、適正なプランに基づいてやっているならば、通院介助とか、買い物の支援とか、家事に関しては、介護保険の制度の中で使うということは適正であるというふうに保険者としては判断していただけますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 認定度に応じて立てられた、また生活実態に即して立てられたケアプランについては尊重していきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もちろん認定で介護度1だったら介護度1の限度額を超えて立てていることもないし、その方の自立支援として不適切なプランを立てているつもりはないので、そういう範疇の中であつたら適切、そういうものに対して県がもし監査指導してきた場合は、きちんと市のほうからそれは適正ですというふうに言っていただけますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 議員さんおっしゃっている事例の細かい部分までは、私、確認していないわけなんです、一般的にはいわゆるサービスの内容が必要かどうかというのは、先ほど来申し上げているとおり、本人の生活実態に即し、ケアマネジャーさんが実際に必要かどうかを客観

的に判定して、当然ながら給付申請等でございますので、ケアプラン等を立てる場合に、その的確なる理由等を明記した形であれば、当然ながら給付は受けられると。通院介助等については、制度の範囲でございますので、そういうことでお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今ここで部長と私がやっているのは、窓口でケアマネジャーと担当者がやっているような話ですので、ここまで細かいところをやってしまうと、議場というところで、そこをやると迷惑だと言われそうなので、ちょっとこの点は、また再度ということにして、ここで終わりにいたしまして、次に進めたいと思います。

介護保険制度、実際、保険あってサービスなしとか、スタートしたときに言われていたけれども、今、非該当になる人が多いわけですね。そういう中で、この介護保険制度、本当に大丈夫なのかと心配されます。

今回の21年度、23年度までの版となる第4期那須塩原市高齢者福祉計画の中で、策定の背景の中で書いてありますけれども、施設志向の介護者が増加しているというふうに書いてあるんですね。その理由、何だかおわかりになりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 不勉強で申しわけございません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 要するに介護の長期化とか重度化とか、介護者の高齢化が起きているわけなんですね。それは計画書の前に条文としてそう書いてあるんですね。条文の中に書いてあるんですね、そういうふうですね。

でも、それでも今までは、何とか在宅サービス

を使いながらやっていたんだけど、先ほど言ったように在宅サービスが使いにくくなってきている。だから、施設に入れるほかないという部分のところがあるわけなんです。

私は、介護保険だけで高齢者を支えようというふうには思っていませんけれども、施設志向というものを抑制しないと、介護保険施設幾ら建てても足りなくなりますので、在宅サービスを充実しなくてはならないというときに、実際に通院とか買い物とか家事支援なんですね。そういう部分のところをどういうふうに充実させるのか。

介護保険制度で無理ならば、それに見合う介護保険制度以外のものは拡充しないよじゃなくて、そこを考えなければならぬですけども、それについてどういうふうに思われますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 介護保険制度始まった当初は、どちらかという、そういった要支援等のいわゆる臨床的な部分が主だったかなというふうに思うんですが、現在は法改正等ありまして、いわゆる予防的な部分でかなり力を入れているということございまして、先ほどの非該当になった場合でも、いろいろ健康度チェック等をして予防しているという状況でございます。

また、那須塩原市では、65歳以上の方を対象にして、いろいろな10項目ほどあったかと思うんですが、先ほど言いましたようなタクシー利用券の交付だとか、もろもろの事業を展開しているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もう時間がなくなっているので、何点かまだちょっと確認させてください。

非該当の人が介護保険を利用して、申請して非該当となったわけですけども、介護保険を申請しようとした理由というのがあると思うんですけ

れども、それをどういうふうに把握しておりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 具体的事例についてですが、多分住宅の改造等というふうに聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 住宅の改修だったら、ある意味、非該当であっても使えるような制度が昔だったらあったわけですよね。それがなかったら、住宅改修は転ばぬ先のつえなんですね。介護状態にならないようにということで、その辺のところを早くやっておかなかつたら意味がないということなので、そのほかにも非該当であった人というものの申請理由があると思うんですけども、それを少し把握していただきたいと思います。

あと のところで緊急を要する場合、できるだけ早く認定とサービスができるようにしているとのことですが、最短でどのぐらいで認定が出ますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 通常ですと、30日以内ということはご存じだと思うんですが、そのケースによってもろもろ違うんですが、なるべく早く、それより早くやっていく努力をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ここで先ほど答弁もらって、暫定プランを立てていけば、申請日まで遡及して使えるんだから、すぐに立てればいいでしょうというような答弁だったと思うんですけども、実際に私、遡及効果で遡及することができるのでということで、申請日から使えるということ

は十分わかっています。

暫定プランを立てて使ってしまった、非該当になってしまったら大変、介護度が低くなるんですね、今は。ですから、なかなか暫定プランをつくって利用をすぐ必要であっても使えないというのが今の現状だという、そういうようになっている。制度はそうであっても、実際に暫定プランをつくってやれるという状態ではないというのが、何でそういう状態なのかわかりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 今おっしゃったようなケースも当然考えられると思いますので、今後のいわゆるケアマネジャーとの協議会等もございまして、その中でしっかりとお互いに勉強していきたい、研修していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今まででしたら、一次判定大体このぐらいになりますということをお教えただけていたんですよね。それは県の指導でやるなどと言ってきたものですから、一次判定をお教えいただけないんですよ。

そうすると、どのぐらいになるかというのがわからないで、もしプランを立てて利用してしまつたら、そうしたら、もしそれが非該当であるとか介護度が低く出た場合は、その分は10割負担なんですよ。それはわかりますよね。

そうしたら、危なくて、やたらに介護保険スタートできないんですよ。制度はそうなっているのに、実際使えない。これについて何かいい方法はありませんか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 通常の場合については、いわゆる30日間の間に認定していくという

形をとっておりますが、多分にこの緊急を要する場合というのは、急遽そういった形、要介護の形になったということだろうというふうに推測されます。

そういった意味では、すべての認定申請がこういった緊急を要するものというふうに限らないと思いますが、かなり今後ともこういった急を要する認定申請は出てくるものと思われれますので、十分その辺については、内部手続的に調整していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 想定されるのは、病院から急に退院しなさいと言われたときなんですね。退院しなさいと言っていたって、介護する状況がそろわなかったら退院させられない。でも、病院のほうはベッドがもういっぱいだから退院してほしい。そのときに何の状態も準備もないのに退院できない。だから、暫定プランで立てたいけれども、実際にどの程度になるかわからないという状態ですので、それをどういうふうにしたらいいか、少し対策を考えていただきたいと思います。

もう本当に時間がなくなってしまったので、最後の質問をいたします。

ファミリーサポートセンターについてお聞きいたします。

ファミリーサポートセンター事業の準備として、子育てサポーター養成研修を今年度開催する予定となっております。

そこでお聞きいたします。

ファミリーサポートセンターの利用ニーズをどのように把握するおつもりですか。利用者と支援者はどのような人を想定していますか。

市民との協働の事業になると思いますが、行政として配慮すべきことは何であると認識してお

りますか。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 最後になりましたけれども、16番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

4のファミリーサポートセンターについてでございますが、のニーズの把握につきましては、「次世代育成支援対策行動計画」の策定の際に、小学生や就学前の児童の保護者を対象に、ファミリーサポートセンターの利用目的や時間などについてニーズ調査を行っております。

次に、利用者と支援者についてであります。ニーズ調査により、利用者は、保育園・幼稚園の送迎時や保育時間外、急な病気や冠婚葬祭時に支援を要する保護者が想定されます。

また、支援者につきましては、子育て支援活動の経験者や保育士、看護師などの資格を有する方なども想定されますが、資格にかかわらず、広く地域の皆さんに支援していただける体制を整備してまいりたいと考えております。

の市民と協働の事業になるが、配慮すべきことは何かについてお答えをいたします。

ファミリーサポートセンターにつきましては、サポートを依頼する側も提供する側も市民であり、市民との協働なくして成り立つ事業ではありません。

事業を進めるに当たって何よりも大切なことは、共通の認識を持つこと、ともに信頼できるパートナーとなることと考えております。

そのためには、それぞれの役割分担を明確にしながら、事業実施に向けた検討が重要であると考えておりますので、できるだけ多くの皆さんのご意見をいただきながら、ともにつくり上げていく体制を整備してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最後に市長が答弁していただいただけあって、すごく適切な答弁をしていただいたというふうに思います。

実際にこれから子育てサポーター養成研修が開催されて進められるんだというふうに思いますけれども、養成研修、いつごろから始まる予定にしておりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 計画では、10月、11月の時期になるかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 10月、11月、私はもう少し早く、8月とか9月から始まるのかなというふうに予想していたものですから、ちょっとおくれてスタートするような気がしますけれども、何か10月、11月、もうちょっと早められなかったことがあるわけではなくて、手続的というか、準備的に、10月、11月になったのかどうか聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 研修については、実際の例えば子どもを預かった場合とか、全く初めての方も中にはいらっしゃる場合もあるので、実践に使っていただければ大変ありがたいということで、余りセンターの設立と時期的に遠過ぎると、なかなか難しい部分もあるだろうなということもあります。

また、サポートセンター自体のどういうスタイルで設置したら一番ベストなのかという部分について、まだ多少の迷いがあるものですから、その辺の検討をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） わかりました。要するにスタート時期に余り遠いというか、早目にやり過ぎてしまって、スタートが後になるといけないので、スタートの時期に実践をして、すぐスタートできるようにということで、10月、11月という時期にしたということなので安心しました。

先ほどの市長の答弁で、広く地域の皆さんに支援していただける体制を考えているということで、その辺のところも、これにかかわる人たちが安心できるような体制を考えていただいているんだというふうに思いますので、その点も抜かりなく準備をしていただきたいと思えます。

昨年度ですけれども、子育てを支援する団体とか市民、いろいろな子育てに関係しているような方たちとの懇談会が開催されたようですけれども、ファミリーサポートセンターができると、そういう方たちが現在活動している、柔軟に支援をなさっている人たちがたくさんいると思うんですけれども、その柔軟性をなくしてしまうような、そういうようなつくりになることはないですよね。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 柔軟な対応ができるような、そういったセンターをつくっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） このファミリーサポートセンター次世代育成支援対策行動計画後期計画の中のきっと重要なものになっているんだろうなというふうに思います。

今回の那須塩原の市報の中でも、この次世代育成支援対策行動計画について、こんなにたくさんのページを割いておりますので、子育てという部分をこの那須塩原市は大切にしていきたい。子育て

てをしている方を地域のみinnで支えていこうというもののあられで、こんなにたくさんのページを市報で割いたんだろうなと思うと同時に、先ほどの市長の答弁も、そのような内容になっていたと思います。

支援する側も、提供する側も市民です。先ほど市長が事業を行うのに何より大切なのは、共通認識を持って信頼できるパートナーとなる。そのパートナーというのは、もちろん行政でもあるし、地域の方でもあるし、それを利用する人でもあるし、それを支える人たちでもあるということなんでしょうけれども、そういう人たちが信頼できるパートナーとなりながらこの事業を進めていくとなると、きっといいものになると思います。

実際にこういうものを市民との協働なくして成り立たない事業であるという認識をきちんと持っているようすし、市民とともに作り上げていく体制を整備するというふうにもきちんと言っておりますので、次はファミリーサポートセンターの早期開設に期待して、私の一般質問をこれにて終わりにいたします。

ありがとうございます。

議長（君島一郎君） 以上で、16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

櫻田貴久君

議長（君島一郎君） 次に、1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 皆さん、こんにちは。

議長にはいきな計らいをしていただき、本当にありがとうございます。

それでは、議席番号1番、那須塩原21、櫻田貴久です。

平成22年第3回那須塩原市議会定例会において、最後の質問者になりました。昔から終わりよければすべてよしとありますように、大好きな那須塩原市のために、精いっぱい思いを込めて質問をさせていただきます。

それでは、通告に従い市政一般質問を行います。

まず最初に、通告書の訂正をお願いしたいんですが、3番の「農家の戸別補償制度」を「戸別所得補償制度」に直していただければと思います。

1、政権交代が本市に与える影響について。

民主党のマニフェストの工程表によれば、政策を実行し、終わる平成25年度時点で新たに必要になる財源は16兆8,000億円が必要です。予算の無駄を省くことで9兆1,000億円。基金や特別会計に眠っている資金（埋蔵金）を引き出すことで5兆円。租税特別措置（特例）で税金を減免することを見直すことで2兆7,000億円を生み出し、これを補う計画です。

このうち埋蔵金の5兆円は、毎年出てくるものではありません。経済的な財源として考えることができるのは11兆8,000億円です。計画どおりできたとしても、経済成長による税収増などがなければ、事実上5兆円の財源が不足します。

16兆8,000億円の使い道には、子ども手当と出産支援の5兆5,000億円のほか、公立高校の実質無償化、医療と介護の再生、農家の戸別所得補償、ガソリン税などの暫定税率の廃止、高速道路の無

料化、後期高齢医療制度の廃止など、消費者へのパイの配分を重視した政策項目が並びます。

支出項目の大部分は、将来の税収増に結びつく資産形成ではなく、毎年経常的に発生する経費や減税なので、借りに頼らず、毎年の税収で補わなければなりません。現在の税収が毎年40兆円前後であることを考えれば、極めて意欲的な支出増加計画です。

予算の無駄に大きく切り込んで、計画どおりの財源を生み出すことができれば、国の姿が変わり、個人消費の拡大にも一定の効果が期待できます。

ただし、財源に不安を抱えたまま支出の増加を強行すれば、財政赤字がさらに膨らんで、将来世代の負担が増し、我が国の成長への期待度は一層低下します。

万一、そのようなことになれば、大増税化、ハイパーインフレーション以外に借金を返す道はありません。親の受け取った子ども手当や出産支援のツケを、結局その子ども自身が払うという、全くもってしゃれにならない話になるのです。

2010年の当初予算の規模は、公約に反し、ガソリンの暫定税率を実質的に維持した上で、なお92兆円に上ります。これは2009年度当初予算の88兆円を大きく上回ります。

協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）のコスト大企業の健康保険組合に有無を言わず押しつけるという、おおよそ自由主義経済の民主国家とは思えないことまで強引にやりながら、なお国債発行額を首相が事前に表明した44兆円以下に抑えるのがやっとという現状が目の前にあります。

この44兆円は、もともと麻生前自民政権が編成した平成21年度当初予算と第1次補正予算を合計した国債発行総額で、リーマンショック後の緊急経済対策など、焦土作戦とやゆされるほどのばらまきを含んだ数字です。

21年度当初予算の国債発行予定額は33兆円でした。そこまで小泉政権が掲げた30兆円の発行枠がぐらつきながらも、何とか維持をされてきたわけです。リーマンショックへの対応という特殊な要因はあったものの、世界はさらに緊急対策によるばらまきからの出口を探り始めています。日本は逆に財政赤字を拡大する方向に走ろうとしているわけです。ここにも日本の財政政策の特異性があります。

2009年度の税収は37兆円にとどまり、2010年度も不振が続く見込みですから、44兆円の国債発行上限を守ったとしても、予算の策定時点でさらに税収により借金のほうが大きい異常事態になるのです。

2010年度も補正予算を組むとなれば、借金はさらに膨らみます。民主党政権の迷走がかなり深刻になっている今、普天間基地移設をめぐるダッチロールは、その典型ですが、国民の多くが鳩山さんにはもうお任せできないという感じである矢先の6月8日に新しい内閣が発足しました。

ただ、表紙のすりかえと言われていますが、まずは菅さんのお手並みを拝見といきたいものです。

そこで、昨年夏の政権交代以後、民主党政権への期待は少しずつ不安に変わりつつあります。民主党政権下での市政運営について、以下の点についてお伺いします。

新政権発足に伴い、今日まで市財政にどのような影響が出ているかをお伺いします。

合併6年目を迎え、市長のマニフェストが速やかに遂行されているのか、また政権交代の影響がどのようにあらわれているのか、詳しくお伺いします。

民主党のマニフェストの目玉である、子ども手当の本市の進捗状況と、農家の戸別所得補償制度の対応状況をお伺いします。

国政への政策提言グループ「現場から国を変える首長の会」が5月16日に設立されました。全国31市町村長の発足メンバーから、足利市の大豆生田市長が代表に選出されましたが、市長はこの会に参加する意向があるかどうか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。
議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君の質問に対し答弁を求めます。

市長。
市長（栗川 仁君） 1番、櫻田貴久議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の政権交代が本市に与える影響について、4点ございますので、随時お答えをいたします。

まず、新政権発足に伴う市財政への影響についてお答えをいたします。

長引く景気低迷の影響を受け、平成21年度、22年度と、非常に厳しい財政状況にありますが、経済危機対策・地域活性化のための平成21年度第2次補正予算が「きめ細かな臨時交付金」として実施され、本市では公共施設修繕等に約3億1,000万円が交付されたところです。

なお、経済対策として、「公共投資臨時交付金」「緊急経済危機対策臨時交付金」の第1次補正と合わせて、18億円が交付されたところです。

また、新政権発足後の最初の本格的予算である平成22年度当初予算では、地方財政対策として、税収の落ち込みを補てんし、地方の一般財源額を確保する目的で約1.1兆円の地方交付税が増額されたことにより、本市においても地方交付税収入を50億5,000万円見込んだところであります。

一方、歳出では、子ども手当の創設に伴い、国・県からの補助金が約23億円増加し、民生費が110億円に達し、扶助費の予算に占める割合を増加させる結果となっております。

なお、今後、地方に対する施策が実施されれば、

市の財政に影響があるものと考えております。

次に、 の Manifesto の進捗状況についてありますが、Manifestoに掲げた31施策61事業につきましては、昨年度末までに49事業に着手し、おおむね80%の進捗状況にあります。

本年度は未着手となっております12事業のうち、「環境基金活用事業」「子ども医療費の現物給付拡大」などの5事業につきまして着手をしていく予定であります。

また、Manifestoに対する政権交代の影響につきましては、ないものと考えております。

続きまして、 の子ども手当の進捗状況と、農家の戸別所得補償制度の対応状況についてお答えをいたします。

まず、子ども手当についてであります。本市では、これまで、広報、ホームページのほか、年齢要件に該当する児童がいる1万864世帯への戸別通知により、制度の内容や手続方法について周知しました。

また、本庁、支所、出張所での集中受付を行い、対象となっている市民の受給漏れの防止と、円滑な支給に取り組んでまいりました。

現在の状況は、5月20日までに認定請求等の手続が完了した1万86人に対し、6月10日に4億2,230万5,000円を支給したところであります。

次に、農家の戸別所得補償制度の対応状況についてありますが、今年2月に国及び県と連携し、農業者を対象に「戸別所得保証モデル対策集落説明会」を2日間、4回に分けて実施をいたしました。

4月下旬には、全対象者3,092名に対し「戸別所得補償モデル対策の加入申請・交付申請スケジュール」を配付し、5月17日には、加入申請書を送付しております。

現在は、市内全地区におります水田農業推進員

を通じて加入申請書が提出されており、6月下旬までに取りまとめた上で、国に提出することとなります。

最後に、の「現場から国を変える首長の会」に参加する意向があるかというご質問にお答えをいたします。

去る5月16日に「現場から国を変える首長の会」が、国へ政策提言すること等を目的として設立され、大豆生田足利市長が代表に選出されたことは存じておりますが、国へ政策提言等を行う組織として市長会がありますので、現時点では、「現場から国を変える首長の会」へ参加することは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、再質問させていただきます。

新政権に伴って市の財政にどのような影響が出ているかということで答弁をいただきましたが、丁寧なご答弁ありがとうございます。

これ以上突っ込みますと、代表質問のようになるので、さほど影響は出ていないというような形で受けとめていますが、赤字財政を拡大させて、国の将来を大きく変えるという幾つもの政策変更を実施する以上、それぞれの政策の組み合わせで、国の将来をどう描くのかと。国民をどのように食べさせていくのかという丁寧な説明が、民主党には今のところありません。

予算の無駄を省いて、財源に手当てをするというマニフェストでの約束を果たさないまま、給付側だけマニフェストにこだわって、あれこれ支出を積み上げれば、結局苦勞するのは、我々か、もしくは我々の子どもなのではないかと思えます。

国民が期待したのは、既得権益に果敢に切り込む財政の無駄を省いて、我々の暮らしを豊かにし

てくれるという民主党の姿であったとは思いますが、借金の処分と引きかえに施しを受けても、幸せな気分にはなれないことは、私どもというか、国民も市民も一緒だと思います。

まず、あめをばらまく前にやるべきことは、民主党にあったのではないかとというようなところを深く追及した上で、もう一度伺いますが、今後も市の財政について、かなり大幅な負担が出てくるということはないということによろしいでしょうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 政権交代に伴います市への財政の影響ということでお答えしたいと思います。

当初予算を作成して3月議会に市長のほうから予算の編成方針について述べた中に、国の状況が不透明であるということとかがみ、弾力的な財政をしていきますよというような話があったかと思えます。

具体的に、昨日のこの議会の中でも、建設部長のほうから、国のほうの交付金が2割程度削減されているというような話がございました。

私どもとしては、22年度当初予算に計上しました事業については、市民の皆さんと約束した事業でございますので、どうしてもやっていきたいというふうには考えておりますけれども、どうしても国の交付金がない部分を一財をすべて入れて、全部当初予算どおりやっていくということは、なかなか難しいこともあるかというふうに思っております。

その辺の部分については、まず当初予算の事業をすべて見直しながら、ゼロになるというようなことはありませんけれども、今後、担当部等々と協議をしながら、もし変更があるものについては、9月の補正予算の中で、議員の皆さん、それから

市民の皆様には提示をしながら協議をさせていただければというふうに思っております。

そういうことを言いますと、影響が大きくなるのかという話になりますけれども、予算でございますので、約束したことは、市としてはすべてやっていきたいというスタンスでいるということでございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 総務部長、丁寧なご答弁ありがとうございます。であれば、民主党の政権にまどわされることなく、初志貫徹、那須塩原市のために遂行していただければと思います。

続きまして、2の項の質問に入りますが、合併6年目を迎え、市長のマニフェストが速やかにもう遂行されていると。そしてまた、政権交代の影響が全然ないよということではありますが、今後、不透明な民主党政権が続く上で、市長がそこまで言うのですから、ある程度のマニフェストの数も実施、実行され、到達に向かっていっていると思いますが、残りの部分で市長が優先順位をつけてするならば、この12項目のうち速やかに12項目全部やりたいというような意味はわかりますが、この中で政権には影響されないと言われましたが、何か影響されるものがあればお答えをいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 今、民主党の政権が市長マニフェストに影響を及ぼす、これから取り組む12事業ですけれども、現在のところは影響がございません。

12事業を具体的に申し上げますと、先ほど市長答弁で申し上げたとおり、22年度に5事業が実施を予定です。まず、5事業についてご説明をいたします。

ごみ有料化による収入で、環境を守るための基金ということで、基金の創設です。

それから、ごみの減量、適正処理を進めますということで、ごみ減量協力店、それからエコ企業検証。

それから、子ども医療費の現物給付を小学校入学前まで拡大しますということで、医療費の現物給付拡大ということです。

それから、これはソフト事業なんですけれども、みずから考え行動し汗を流すNPO、市民団体活動を、大変失礼しました。申しわけないです。訂正します。

これは昨日も答弁したとおり、定期的な市民満足度調査ということで、アンケートの調査でございます。

12事業のうち、22年度がこの5事業を実施予定ということで、残りの7事業ということですが、この7事業についてご説明をいたします。

まず1つ目として、多様なニーズに対応した子育てを支援しますということで、ファミリーサポートセンター事業の導入。

それから、市街地の拠点であるJR各駅周辺の整備を進めますということで、黒磯駅周辺整備事業。

それから、いやしの心を持った活気のある観光を振興しますということで、観光振興計画の策定。

それから、新たな観光の創出。

それから、黒磯板室インターチェンジを生かした市内産業の活性化を推進しますということで、周遊ルートの設定。

それから、優遇制度を設け、本市への企業進出を促進しますということで、優遇制度の拡充というものがございます。

それから、最後になりますけれども、みずから考え行動し汗を流すNPO、市民団体活動を支援

しますということで、市民活動支援事業の創設。

以上7事業でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 企画部長、丁寧なご答弁ありがとうございます。

市長のマニフェストは、ぜひ民主党のマニフェスト詐欺にならないよう、残り3年のうちに速やかに遂行してもらえばと思います。

マニフェストが、やはり民主党のようにマニフェスト詐欺、マニフェスト詐欺と言われると、やはり市民も迷走すると思いますので、ぜひ実現のために頑張っていたきたいと思います。

続きまして、3番の項について再質問をさせていただきます。

子ども手当については、6月10日に4億円をもう支給しましたということで自治体に入っていますが、実施されたと伺いましたが、本日の下野新聞に、農家の戸別補償のモデル事業の記事が載っていましたので少しお伺いしたいんですが、関東農政局栃木農政事務所は、6月10日までに米農家の戸別所得補償モデル対策の加入申請件数が5月末時点で2万3,559件になったと発表した。5月21日時点では1万3,000件だった。県内で対象となる可能性があるのは約8万件。農林水産省の発表した全国の申請件数は54万6,076件、約180万戸が対象農家であると。180万戸の中の対象農家は約3割にとどまっていると。

申請受付は6月の末日であるというように新聞報道されていましたが、本市において、先ほど答弁をもらったんですが、現時点でどのぐらいの申請数と、6月末までの締め切りまでのどのぐらいの申請数が予想されるかというところをわかる範囲でいいですから、お聞かせいただければと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、戸別所得補償モデル対策の農家の加入状況ということでお話しいたします。

市全体で送付数につきましては、先ほどの答弁では3,092名ということでございますが、実際に農家として配付したのは3,085戸ということでございます。

既に6月7日現在ですが、2,979件、率でいきますと96.56%提出をされております。6月末が締め切りということでございますが、今、水田協議会を通じまして、集落の推進を通して100%を目指してやっているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ありがとうございます。

それでは、3番について、もう1件だけ伺います。

子ども手当を直接家計に支給すれば、政治家や官僚の新たな利権を生まず、すべてのお金が間違いなく家計に届きます。その意味では有意義な方法であると思います。

所得控除や税額控除に比べても、税率を引き上げずに、高所得者から低所得者に所得を再分配できるということで、分配重視の民主党の政策にはかなり沿っていると思います。コンクリートから人への最大項目が1つ実現をしています。

しかし、同じお金を使うなら、子どもを持って安心して働ける環境を整えるほうが、女性の社会的地位の向上を促し、労働力を増加し、経済を成長させる上で意味があるという意見にも傾聴に値すると思いますが、農家への戸別所得補償も、専業農家や農業生産法人を育てて地方を活性化する上で、かえって障害になる可能性の強い政策だと思っておりますが、その辺の政策をどのように感じてい

るかお伺いをします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 民主党政権によりまして、戸別所得保障とか新たな制度ができております。

本市におきましては、特に農業については基幹産業という中で、いろいろな政策を進めてきたところでございます。

こういった政策を通じて、また今年度においては、シルバーファーマー制度とか、担い手を育てていく、担い手を新たにつくっていく、事業についても取り組んでいく年度でもございます。そういったことを通じまして、農業を持続的に発展させる取り組みをしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解をいたしました。

それでは、最後の4番に入りますが、市長は国政への政策提言グループ「現場から国を変える首長の会」には、全国市長会があるのでという答弁をもらいましたが、端的に言えばアジェンダ、政策課題が違うというご理解でよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（栗川 仁君） 特に政策課題が異なっているというふうには認識はしておりません。

この集団ができたという、組織ができたということで、この人たちは、特に自分たちがこれだけという部分を取り出して、政策提言をしていくんだというふうに認識をしておりますけれども、総体的な中では、市長会でやっても同じだというふうに私は思っておりますし、ただ、この人たちに言わせると、市長会でやると、なかなか話が全体の話になるので進まないの、私たちはこれ

をやらせていただきますという、この間、市長会の中でもそういう発言をいたしておりました。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ご理解をいたすところではあります。どちらかという、那須塩原市21もみんなの党に偏っている集団なので、その辺は確認をさせていただきました。

最後になりますが、郵政や道路の扱いに見られるように、官から民への動きは迷走を始めています。規制緩和の動きも停滞をしています。財政赤字を拡大し、借金を積み上げて、家計に配るさまざまな給付にしても、家計を支援するだけのものにとまり、それが労働力、設備、技術の発展にどのように結びつくかという展望が開けません。

子ども手当を少子化対策というものであれば、他の政策との効果をきちんと比較検討し実施すべきだと思います。

分配優先で、成長戦略が見えないという民主党への不信感の源泉がまさにここにあると思います。

混迷している政権であります、頑張り民主党ということで、この1の項を終了させていただきます。

続きまして、2、那須塩原市の商店街復活の方向性について。

本市商店街の空洞化と衰退が指摘されて久しい。政府はこれまで、各種の助成金と、新規参入の規制を中心とした商業政策を実施してきたが、ここ数年、全国各地で市民による自主的な取り組みで、「まちの表情を取り戻すこと」や「まちのにぎやかさを復活させること」が試みられている。全国で復活している商店街は、発想がポジティブであり、景観やにぎわいを原点から見直す姿勢が成功に結びついたと言われている。那須塩原市の商店街の将来を考え、以下の点についてお伺いをしま

す。

本市の商店街の数と、その現状についてお伺いします。

現在まで多種多様な商業政策を展開されてきたと思うが、その内容と成果をお伺いします。

その場で最適と思われる施策を行ってきたのであろうが、結果的に商店街の自立ではなく、行政への依存体質をつくってしまったと思う。その現状についてどのように考察しているか伺います。

経済産業省は、高齢者の「買い物難民」が全国で約600万人以上になると推計した。本市では、この「買い物難民」の対応について、どのように考えているのかお伺いします。

1999年12月に「中小企業基本法」が改正され、「大企業との格差是正や全体の底上げを図ること」から、「頑張るところを支援する」方向に流れが変わってきた。本市の頑張る商店街に対し、どのような支援策が考えられるかお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、2的那須塩原市の商店街の復活の方向性について5点ほどありますが、順次お答えいたします。

の本市の商店街の数と、その現状についてお答えいたします。

県の商店街実態調査によりますと、市内の商店会は、平成16年度で21商店会、平成21年度で13商店会となっております。このようなことから商店会の数は減少傾向にあると考えております。

と については、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

これまで、商業政策としては、中小企業融資事業、イベント支援などのソフト事業や西那須野地区、塩原地区の都市再生整備計画に基づくハード事業などを行ってきました。これらの事業を通じ

て、中小企業者の経営安定、商店街の活性化に一定の成果があったものと考えております。

また、これらの事業実施に当たりましては、行政による活性化策や地元の要望を踏まえ、時宜を得た事業を選択し、地元と協議しながら実施してきたところでございます。

次に、 の「買い物難民」対応についてお答えいたします。

買い物難民とは、それまであった商店の店じまいが相次ぎ、その商店街を利用していた高齢者などが、買い物に困難を来す状態を指すと言われております。

買い物難民の対応ということですが、市ではその実態について把握をしておりません。

次に、 の頑張る商店街への支援策についてお答えいたします。

地域で積極的に活性化に取り組んでいる商店街については、市としても商店街の魅力づくりのため、空き店舗の利活用の推進や、活性化のためのイベント支援、また地元活性化策の検討へ加わるなど、積極的に支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、再質問をさせていただきます。

地方の商店街には、軒並みシャッター通りという言葉が蔓延をしておりますが、本市のシャッター通りについての現状をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほど商店街の数について申し上げました。シャッター通りという商店街、そういった実態については具体的には把握しておりません。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 21の商店街が13になったということの今現状だと思うんですが、現状、旧黒磯商工会で把握している黒磯の例を挙げれば、全盛時代は9商店街ですね。ところが、今現時点では実数4つの商店街しかありません。

その4つの商店街の中でも、西通り、黒磯駅前通り、あじさい商店街、朝日町商店街に至っては、歯抜けのようにシャッターはあったとしても、全国で見られるようなシャッターがしまっているような商店街には見えませんが、塩原地区で2つ、現状ですね、商店街という名前が残っているのは。そして、西那須野地区で3つの商店街がありますが、この辺の状況、数は減ったという状況はわかりましたが、お店の状況等を把握しているかということについてお伺いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 商店街の数が減少しているという実態は把握しておりますけれども、個々のお店についての実態については、具体的には把握しておりません。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、産業部長にお伺いしたいんですが、ある経済学者が言っていた言葉をちょっと引用するんですが、なぜ地方の商店街はシャッター通りになったかわかりますかということなんですが、誤解をおそれず極論から言えばというその経済学者が言っていたんですが、結局はその店主たちがお金持ちだからなんだと。食うに困っていれば、何としても商売を続けようとするでしょうと。それが無理ならば、店をたたき売って現金に変えようとするはずです。そうすれば、時代に合った商店やサービス業が生まれる。

しかし、多くの昔からの店主は、食うに困らないだけの蓄えを持っていたり、駐車場や不動産

賃貸ビジネスなどの別の収入があったりするため、シャッターをおろしたまま商店を放置してしまうということになっています。

しかし、最終的に店主自身が商売をする意向を持たない限り、問題が解決することはありません。シャッター通りの商店街を活性化するためには、商店街に店を出す者自身が時代と地域の変化に合わせた新しい商品やサービスを生み出すほかに道はないと言っておりますが、3月の質問のときに、那須塩原市21の岡本議員が熱弁を振るいながら商売について説明をしたと思いますが、その商売の意味合いはまさしくそのとおりなんです。現状、商店街に対してこういう学者も出るぐらいなので、そのところの商売に対しての商売が商店街に及ぼすことについて、再度伺います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 私なりの解釈で答弁させていただきますけれども、社会情勢や消費形態の変化で、商店街の皆さん、大変厳しい状況にあるというふうには考えております。

商店街活性化のために何が必要かという話になれば、やはりそれぞれのお店の魅力を出す、個店の魅力を創出して、それぞれが魅力を出すことによって、商店街としての魅力を高めるといった、そういった形がこれから必要になってくるんじゃないかと、そのように思っております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 答弁ありがとうございます。まさしくそのとおりだなと思いますが、この3番までについては、ある程度のご理解をいただき、今の那須塩原市の商店街の流れを酌んでいただければと思います。

4番の買い物難民についてですが、これは5月15日ぐらいに経済産業省から出た発表なので、まだ詳しく把握はしていないと思いますが、那須塩

原市で言えば、ゆ～バスやタクシー券などで対応しているという解釈でよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 議員からゆ～バスやタクシー券での対応ということでございますが、西那須に整備されましたアクアスなども、買い物難民解消の一つの施設だと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解をいたしました。

それでは、5番の最後の質問なんですけど、補助金を当てにした行動ではない事前の動きが確実に始まっていると。それをみずからが楽しみ、自己責任で行っているところが人を巻き込み、うねりとなって繁盛している商店街だというような位置づけもできると思いますけど、那須塩原市でこのような息吹を感じる商店街がありますか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 議員おっしゃるそういった息吹を感じるような商店街ということですが、今、市内の商店街の中で、やはり活動をやっているというのは、黒磯駅前の商店街だと思っています。今度、キャンドルナイトとか、そういった事業も展開されますし、「もったいない市」とかやって、幾らかでも、その商店街ににぎわいを取り戻そうという努力をされているということは承知しております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、部長、駅前商店街を例に出すんですけど、駅前是非常にやる気がありますよと。それを模範にして、今残っている駅前を抜いての12商店街に、あなたのところもこんなふうにやったらどうですかと、やる気を見せて

くださいよというようなことをこれから先、提言をするようなことを考えていますか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 市のほうから持ちかけるというのも一つですけども、やはり商店街活性化のために、地域の方が立ち上がるというのが非常に大事なことだと思っております。それに対して市が側面的に応援をすると、こういった形のほうがよいかとは考えております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 今後、やる気のある商店街をどのように応援するかということについてお伺いをしたいと思います。

また、本市の商店街がこのように衰退をしたということは、後継者がいないとか、そういう部分のことも考えられると思うんですけど、その辺を把握しているかどうかお伺いをします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それぞれの商店街、商店の方の後継者につきましては把握しておりません。

商店街活性化のためには、先ほど申し上げましたように、市も加わりながら活性化策に積極的な支援を行っていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解をいたしました。

将来の那須塩原市の商店街のあるべき姿を見定めて、変えていく決意は、将来起こると思われる不確定な様相を予測して定めなければなりません。

100年に1回の経済危機、これだけの消費者不振を考えると、高い志と冷静な目を持って、しっかりとしたビジョンを描き戦略を立て、あるべき明日の那須塩原市の商店街の姿に向かって果敢に

行動しなければならぬときだと思います。

頑張れ那須塩原市の商店街ということで、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、最後の質問になりました。

スポーツ施設の安全対策について。

去る4月、くろいそ運動場で、野球の試合中に選手が頭部をフェンスに激突させ、大けがをする事故が発生し、かねてからの心配が現実のものになってしまった。本市のスポーツ施設の安全対策についてお伺いをします。

本市のスポーツ施設における今日までの事故の発生状況についてお伺いします。

本市のスポーツ施設における安全対策について、特に点検と対応についてお伺いをします。

後期基本計画では、市民のスポーツ活動の充実と競技力向上のため、どのような充実策を考えているか、また安全対策を含めどのような施設の改修、充実を考えているかお伺いをします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問に 1 番までお答えいたします。

ですが、ことしに入ってからの大けがなどの重大な事故の報告は、ただいまのくろいそ運動場野球場での野球選手の外野フェンスへの激突事故とくろいそ運動場サッカー場での選手同士の激突事故の2件が報告されてございます。

の市のスポーツ施設は、「那須塩原市体育施設の管理に関する基本協定書」により指定管理者に管理を委託しております。その協定書に基づく仕様書に従って指定管理者が定期的に施設や器具の保守点検や整備を実施しておるところでございます。

でございますが、昨年3月に「那須塩原市スポーツ振興基本計画」を策定いたしました。その

基本計画書の中の「スポーツ施設の整備」において、「利用者のニーズや施設の利用状況を考慮した設備・備品を配置することによって、利用者の安全確保、利用促進及び施設の有効活用を図ります。また、既存のスポーツ施設を計画的に修繕・整備することによって、施設機能の維持確保を図ります。」と明記してございます。教育委員会としましては、これらを達成するために、市の総合計画後期基本計画で着実に実現を図ってまいらうと、こんなふうに考えているところでございます。以上です。

議長（君島一郎君） 1 番、櫻田貴久君。

1 番（櫻田貴久君） 私が議員になって最初の一般質問のときに、野球場についての質問をしたと思うんですが、現実、このような事故が起きてしまいました。

去年だったと思うんですが、埼玉県かどこかでプールで事故が起きたときに、点検を全国的にしたと思うんですが、担当部局として野球場でこのような事故が起きた現場を見に行ったかどうかお伺いをします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの質問において、どのような状況で事故が起きたかという事故現場には向かって見聞しております。

議長（君島一郎君） 1 番、櫻田貴久君。

1 番（櫻田貴久君） 現場には、フェンスに歯形がついているらしいんですね。ぜひその歯形を見てもらって、事故のひどさを認識してもらえればと思います。

くろいそ運動場野球場のほかに、例えば一つ例にとってみると、三島の多目的運動公園、野球が4面、サッカーが2面ぐらいとれると思うんですが、あそこも実質プレー場から考えると、サッカーは芝だと思うんですが、野球は芝と土の部分が

交差をして、スパイクが引っかかったりとかして、非常に危険な状態ではあるんですね。

ただ、そういう大きな事故が出ていないのは幸いだと思うんですが、去年の9月に質問したように、明らかに事故が起きるような予測がつくところの箇所が多々那須塩原市の施設においてはあると思うんですが、その辺の状況を把握しているかどうかお伺いします。

また、1つ、体育館等でも底が抜けるんじゃないかと、1つ、議員の仲間から聞いた話では、三島の体育館なんかも、バレーのスパイクを打つと下が抜けてしまうと。スパイクは打たないでくださいねというような深刻な話になっているというような状況をどのように把握しているか。また、そういう施設でいろいろな部分があればお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 最後の三島の体育館のスパイクに関しましては承知していないので、早急にちょっと実況見分をしたいと思いますが、芝とグラウンドの境のところとか、子細なところでの危険箇所という懸案に関しましては、今後、各スポーツの競技種目ごとに、その現場を点検して、後期計画に反映していくという、先ほどの後期計画の基本の中で考えていくということで考えていきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 教育長に伺いたいんですが、後期基本計画の中での時間をかけてじっくり取り組むスポーツ施設の充実策というのは、前回も質問していますので、十分ご理解はしているんですが、明らかに野球場のようにやばいなど、また事故が起きたらどうするんだろうと。

私もプレーヤーの立場でしたらば、そこまで考えずに一生懸命プレーはしていると思うんですが、

いざやはり執行側のほうとか担当側に立つと、何回も言いますように、くろいその野球場はいびつな形なので、レフトのフェンスから、例えばレフトを守っていて、後ろのフェンスに激突するまでには、かなりの時間があると思うんですが、横は非常に狭いんですね。そこでまた事故が起きたと思うんですが、この緊急性を前回から説いているんですが、またこのような事故が起きたらとか、どうのこうのという以前に、この緊急性をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 陳情書とご意見があって、その前に野球場の改修ということで、これは長年の懸案でございますので、現場を考え、そしてホームベースからセンター方向、それからライト、レフトの長さ、幅、これも検討した結果、その規格で正式な野球をする会場としては、改修をというより、全面的な改修ということで、例えばくろいその総合運動公園の野球場でございますけれども、土手で囲まれ、そして桜並木をつくり、そして本格的にバックボードもつくりまして、ある程度本格というふうには見えるんですが、規格を考えますと、今のようすべてが規格外になっておりますので、それを新たにきちんとしようとすると、根本から更地にして、またつくり直さなくてはならないという、そういう設計上の方向性も意見が出されたところでございますので、その中でラバーという形は、全部を改修の中の一つのセットでという形で、多分昨年度の9月の定例会で教育部長がそういうセットでということと答えておるところでございますが、そのほかに那須塩原市すべてのスポーツ施設をすみ分け、いわゆる例えば先ほど三島の野球場と陸上を兼ねた広い広大な土地をどのようにということで、あそこでは野球とソフト、それから高柳のほうは、やはり野球と

ソフト、それからテニスに関してはくろいそ、それから野球に関して本球場をくろいそというふうに、今どのように施設をすみ分けるかということを考えているところでございますので、緊急性という安全管理に関しましては、指定管理者の業務仕様書というふうなものを再度点検して、指定管理者とともに安全確認を図るとともに、利用者に関しましても、やはり事故の例等を提示しながらも、使用者も安全管理を確認できるような形で当分の間は進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 教育長にもう一つお伺いしたいんですが、グラウンドの運営管理は指定管理者でいいと思うんですね。

今の事故の場合、サッカーの交錯の事故は、多分プレー中の交錯の事故ですよ。これは施設ではないので、さほど緊急性を要する問題ではありませんが、このくろいそ運動場の事故に関しては、グラウンドを持っているのは、一応那須塩原市なので、その運営どうのこうの、指定管理者どうのこうのというよりは、持っている側的那須塩原市にすごく重大な責任があるような気がするんですが、その辺の所感をお伺いします。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） その点をご指摘のとおりだとは思いますが、先ほど早急にハードの施設をつくれるというふうな保証が今のところありませんので、そういう面に関して、指定管理者とともに、使用者のほうとの安全管理ということで確認をしたいということを申し上げたところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、教育長、もし行政にお金を出してもらおうという発想じゃなくて、例えばブリヂストンですとゴムをつくっていますので、前回、岡本議員が言ったように芝の説明がありましたね。そういった部分で、例えば野球連盟と一体になって協賛とか、そうしてくれる企業を見つけてもすれば、この緊急性は直ちに解消できるというような発想でよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまは本当に私どもとしては助かる、一考を要する提言かと、こんなふうに理解するところでございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、多くのプレーヤーが、多分後期基本計画の中まで待てないというプレーヤーがたくさんいると思います。

9月に説明したとおり、あそこで江川卓が来て、江川投手が来て、球場開きをやったのは、もう三十数年前だと思うんですね。それから全然手が加えられていないというのは、やはりスポーツ振興と野球連盟と、もっと協調しながらやってもらおうというのが大切だと思うんですが、9月に質問したように、今は高反発のボールとビヨンドバットというものが出ているので、かなり競技の内容も変わってきています。ということは、かなりハードなスピーディーなプレー、それとやはりおもしろさが出てきたと思うんですね。そこでやはり11万7,000人の都市で、まだ今シーズンも、この先、事故が出ないという約束はないと思います。

ただ、あそこにロープを張って、ここから先は行っちゃだめですよというの、またこれもスポーツではないと思うので、ぜひいろいろな意味で後期策定計画ももちろん時間をかけてじっくり取り組むスポーツ施設の充実策という意味では大事

だとは思いますが、ぜひ野球連盟とプレーヤーとスポーツ振興と、それと那須塩原市で野球を愛する人たちの会でもつくってもらって、連絡協議会をしてもらって、幾らかでも負担がなくスピーディーにできるような会議を持っていただければと思いますが、何回も言うようですが、事故が起きてからでは、非常にづらい思いをしますと思います。

今言ったように歯形が残っているなんていう球場は、全日本の野球場を探しても1個もないと思います。

齋藤寿一議員が言ったように、外野ですと、追っかけていくと、ラバーの色が変わっているわけですね。プロ野球選手があそこをランニングするためにラバーの色が変わっているわけではありません。追って行って見たときに、あと少しでフェンスがあるなという危険信号のラバーゾーンだと思うので、できればそういういろいろな意味の安全性を充実したグラウンドをいち早くつくってもらいたいというのはお願いなんです、その辺の前向きな会議を持ってもらえるかどうか伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） 今、本当に櫻田議員さんが言われていると同じように私も考えているところでございますが、なかなかそういうふうにもいきませんので、安全管理というふうな、二度と事故を繰り返さないというふうな面では、球場の使用不可というふうなことも考えながら、やはり安全を重視するためには、そこまでも踏み込んでいかななくてはならないかとは思っているところでございますが、何よりもスポーツを愛するという、そういう気持ち、やりたいという気持ちを率先して、その球技場で発散させるためには、やはり使う側と、それから設置する側がしっかりと意見交換をする。先ほどのような協議会とか、いわゆ

る安全対策に対してどのように配慮するかというお互いの意見交換の場を設けながらするののも一つの方法かと、こんなふうに思っていますので、そういう点で今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 答弁ありがとうございます。

それでは、時間をかけてじっくり取り組むスポーツ施設の充実策と、またこのような事故が起きないように緊急性を考えた施設の政策を今後も真剣に取り組んでいただき、実行していただきたいと思っております。

これ以上先を言うと、9月のときのように、また暴走して熱くなってしまうので、ぜひ教育長にはご理解をいただき、誠心誠意進めさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の市政一般質問は終了するわけでありませんが、私の受付時間を皆さん見てもらいたいと思うんですが、平成22年5月25日4時55分が私の最終受付です。実はこのとき、平山英議員と商工会の総代会総会で最後まで話をしていたのが私です。まさかこの1時間半後に亡くなるとは、夢にも思いませんでした。

そのとき那須塩原市議会のいろいろなことを平山英議員に聞いていただきました。笑うのでもなく、怒るのでもなく、ただあの目の奥の温かいまなざしを今も忘れることはできません。

平山英議員には、那須塩原市議会のスピリッツを教わったような気がします。何で私はもっと平山英議員の前で素直になれなかったのかなというのが一つの後悔です。

30分余りだったとは思いますが、そのとき平山英議員が、櫻田君な、櫻田君な、櫻田君な、何回も言われたのを今思い出します。

平山英議員のご冥福を祈り、私の市政一般質問

を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、1番、櫻田貴久君の市政一般質問は終了いたしました。

答弁の追加

議長（君島一郎君） ここで企画部長から発言があります。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 6月7日の磯飛清議員の市政一般質問の中で、コミュニティ未設置地域でもコミュニティと同等の活動を行っている地域もあると栗川市長が答弁をいたしました。

黒磯地区にあります東那須野地区ふれあい推進協議会、それと東原自治公民館の2つの地域でコミュニティと同等の活動を行っております。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 以上で質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

議案の各常任委員会付託について

て

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のた

め各常任委員会に付託いたします。

議案第51号から議案第54号までの4件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

請願・陳情等の関係常任委員会付託について

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された要望1件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分